

平成 1 8 年 1 2 月 5 日

平成 1 8 年第 4 回岬町議会定例会

第 1 日会議録

平成18年第4回(12月)岬町議会定例会第1日会議録

平成18年12月5日(火)午前10時02分開議

場 所 岬町役場議場

出席議員 次のとおり13名であります。

1番 川 端 啓 子	3番 和 田 博 之	5番 奥 野 学
6番 中 原 晶	7番 辻 下 正 純	8番 竹 内 邦 博
9番 出 口 実	10番 反 保 多喜男	11番 岡 本 重 樹
12番 和 田 勝 弘	14番 福 田 収	15番 谷 本 貢
16番 田 島 乾 正	17番 (欠員)	

欠席議員 次のとおり2名であります。

2番 鍛 治 末 雄	13番 鳥谷部 昭
------------	-----------

欠 員 1名  
傍 聴 6名

地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 石 田 正 弘	助 役 平 徹 也
教 育 長 田 中 繁 樹	総 務 部 長 中 口 守 可
総 務 部 理 事 嶋 本 良 二	総 務 部 理 事 古 田 正
総 務 部 副 理 事 兼 総 務 法 制 課 長 南 康 明	企 画 部 長 竹 本 靖 典
住 民 部 長 白 井 保 二	住 民 部 副 理 事 兼 住 民 生 活 課 長 岡 本 茂
福 祉 部 長 芦 田 貴 志 雄	事 業 部 長 松 永 英 三
事 業 部 理 事 藏 ヶ 崎 龍 男	上 下 水 道 部 長 末 原 光 喜
教 育 部 長 岡 田 耕 治	教 育 部 副 理 事 兼 生 涯 学 習 課 長 淵 原 義 仁

教育部副理事  
兼青セ文セ所長 一 本 稔 明  
総務部危機管理課長 亀 崎 義 夫  
教育部学校教育課長 唐 門 通

教育部副理事  
兼淡輪公民館長 入 口 博 行  
総 務 部  
行財政改革課長 四至本 直 秀

本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 辻 下 一 博

議会事務局主幹  
兼議会係長 竹 下 雅 樹

会 期

平成18年12月5日から12月15日(11日間)

会議録署名議員

5 番 奥 野 学 6 番 中 原 晶

#### 議事日程

日程1	会議録署名議員の指名
日程2	会期の決定
日程3	一般質問

(午前10時02分 開会)

和田博之議長 おはようございます。

ただいまから平成18年第4回岬町議会定例会を開会いたします。

ただいまの時刻は、午前10時2分であります。

本日の出席議員は13名であります。欠席者数は2名、欠員は1名であります。

出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立いたしました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

和田博之議長 日程1、「会議録署名議員の指名」を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名いたします。5番奥野 学君、6番中原 晶君、以上の2名の方をお願いいたします。

和田博之議長 日程2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日12月5日から12月15日までの11日間といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日12月5日から12月15日までの11日間と決定いたしました。

和田博之議長 今期定例会の開会に当たりまして、町長からあいさつを求められていますので、これを許可いたします。町長、石田正弘君。

石田町長 おはようございます。

12月定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

12月に入りまして寒さも厳しさを増してきておりますが、議員各位におかれましては、住民代表として日々ご活躍されておりますことに感謝と敬意を表する次第でございます。

いよいよ岬町の将来の分岐点とも言える土採り跡地の整備事業、これがいよいよ具体化してま

いっております。また長年の懸案でありました第二阪和国道、この延伸問題につきましても、岬町域につち音が聞こえる、そういった時期に差しかかってきております。我々行政理事者といたしましても、今まで以上一層心を引き締めて、これらの課題に取り組んでまいりたいと思っております。どうぞ議会の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げる次第でございます。

さて、本定例会にご提案申し上げております議案でございますが、専決処分の承認を求める件1件、平成18年度岬町一般会計補正予算（第4次）の件外補正予算が10件、岬町淡輪火葬場の指定管理者の指定の件外事件案件が3件、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件外条例の一部改正が6件、岬町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件外人事案件1件、以上でございます。

どうかよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。よろしく申し上げます。

和田博之議長 以上で、町長のあいさつが終わりました。

和田博之議長 日程3、「一般質問」を行います。

順位に従いまして、質問を許可します。

初めに、反保多喜男君。

反保多喜男議員 議長の許可を得ましたので、これより一般質問をさせていただきます。なお、答弁次第で再質問の方もさせていただきます。

それでは、質問の事項といたしまして、「いじめの問題への取り組みについて」という質問をさせていただきます。

現在、全国において、いじめが原因と見られる児童・生徒がみずから命を絶つという痛ましい事件が相次いで発生いたしました。まことに痛ましいことです。児童・生徒がみずからの命を絶つということは、理由のいかんを問わずあってはならないことであり、これらの事件を深刻に受けとめなければなりません。いじめは決して許されないことであり、被害児童・生徒の立場に立った適切な取り組みが必要です。そこで、岬町におけるいじめへの取り組み状況と、いじめ問題の解決に向けて、教育委員会としての今後の方向をお尋ねいたします。

和田博之議長 ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。岡田部長。

岡田教育部長 ただいまの反保議員の質問にお答え申し上げます。

いじめにより児童・生徒がみずから命を絶つという痛ましい事件が相次いで発生していること

は、極めて遺憾であります。いじめは決して許されないことではありますが、残念ながら、どの子供にも、どの学校でも起こり得るものだと十分認識する必要があるととらえております。平成18年10月19日、文部科学省初等中等局長から、いじめ問題への取り組みの徹底についてという通知がありました。教育長と私と二人で町内の各学校に出向き、いま一度総点検を実施するとともに、日ごろから児童・生徒等が発する危険信号を見逃さないようにして、いじめを許さない学校づくりに教職員が一致協力して全力で取り組んでほしいとお願いしてまいりました。

その後、11月12日に大阪府の富田林の中学1年生の女子生徒が自殺するという事件が発生しました。大阪府教育委員会の緊急連絡会議の中で、各学校において、すべての児童・生徒及び各家庭に、大阪府知事、大阪府教育委員長メッセージ並びにいじめ・心の悩み相談案内を、また続いて、文部科学大臣からのお願いについても確実に手渡しするよう指導がありましたので、すべての町内の子供たちや保護者に配布したところです。

岬町教育委員会の方でも各学校のいじめの取り組み状況の実態把握を行いました。平成18年4月1日から10月31日までに、いじめと認められる事象は、小学校で2件、中学校で2件発生しております。各学校においては早期対応を行い、子供の心情に寄り添いながら事実確認を行い、保護者にも報告をして、現在のところ解決しております。

また、11月30日にすべての児童・生徒がかけがえのない存在として尊重される学校づくりを目的に、臨時で、岬町教職員等研修「いじめ問題の解決に向けて」を開催しました。今回の研修では具体的な取り組み事例に学びながら、いじめは許さないという教職員一人一人の共通認識を持つことができました。本来学校は一人一人の命が輝く場であるのに、傷つく場になっていないか、子供の心が真っ暗になっていないか、学校やクラスなどでもう一度取り組みの見直しを行っていくというところを確認したところでございます。なお、岬中学校のいじめをなくす取り組みは、11月22日の毎日新聞の全国版にも取り上げられ、11月29日のNHKニュースでも放映されるなど注目されております。今後とも、いじめの問題への取り組みについて、学校と教育委員会と家庭・地域が心をつなげて、かけがえのない子供の命を守っていききたいと考えております。

和田博之議長 反保多喜男君。

反保多喜男議員 それでは、要望といたしまして、ちょっと意見を述べさせていただきます。

いじめの解決には子供たちと接している先生が、日ごろから子供との信頼関係をつくり、いつでも相談できる体制を整備するとともに、子供たちの小さな変化を見逃さず、心のサインを的確に把握することが何より大切になります。また、先生方の日々の努力が一つ一つのいじめの問題

の解決の道を切り開きます。いじめは人間として絶対に許されないという意識を共有しながら、今後とも学校と連携しながら、命を大切にするという教育の充実に一層取り組んでいってほしいと願っております。

以上で一般質問を終わります。

和田博之議長 要望、意見ということでございます。反保多喜男君の質問が終わりました。

次に、田島乾正君。

田島乾正議員 ただいま議長の質問の許可をいただきましたので、通告に従って、順序立って質問をさせていただきます。

私の質問は3問でありまして、まず1問目は教育、そして2問目が財政、そして最後に人事の問題でございます。それでは、まず教育の方から質問をさせていただきたいと思っております。

岬町の教育行政を担う教育委員会の現況について、まず伺いたいと思っております。3点について順序立って質問をしますので、ひとつ質問者に対して優しいご答弁をお願いしたいと思います。

まず、1点目が不登校の状況についてでございます。そして、2点目が学校給食の問題。そして最後、教職員の評価制度ですね、各小・中の学校職員の個々の評価について質問したいと思います。

まず前段に、岬町の小・中学校で、長期欠席者の数はこの3年間でどのような状況であるのか。その要因分析は、どのような結論を出されて導き出されるという、この点についてもご答弁いただきたいと思っております。

私の考えであります。今日の社会情勢の中での流行的な状況を呈してきている子供たちの自殺問題であります。その主要因は、いじめが発端であることもあわせて、今日、新聞プレスで報道されております。岬町においては、まだそのような悲しい状況が発生していないのは各先生方の努力のたまものと、私は個人的に感謝しております。しかし、長期欠席者があるこの現実を考えますと、その要因の的確な分析が何よりも先行すべきであって、この事案であると考えますが分析結果及びその対応はどうなっているのかと。まず長期欠席者の、どういう分析されて、どういう対応をされているのかと。また、現在の教育委員会は毎月1回開催されていることは承知しております。教育委員が学校現場を平成18年4月から何回訪問されて実態把握をされているのか、この点についてもご答弁願いたいと思っております。

そして、2点目の学校給食の問題ですが、当町においては、今社会で問題になっている、払えるのに払えない方、そして、払えないのに払えない方、これ、二通りがあるわけですね。そこで当町の場合は、平成18年度の当初予算中の歳入項目で、保健体育負担金として小学校給食保護

者負担金は3,352万5,000円、中学校の場合は1,784万5,000円、幼稚園の場合は222万9,000円、トータル5,300万599円です。そういう予算を確認したんですけども。そして、雑入で給食センター職員負担金が511万7,000円計上されております。これらの給食費の徴収の事務の流れを具体的にご答弁願いたいと思います。ただいま披歴した歳入の中身の部分において、事務的に流れを具体的にどういうことになっているのか。そして、岬町の財務規則の第3章に収入に関する規定が定められていますが、それらの根拠条例も踏まえてご答弁願いたいと思います。

やはり公務員は法的根拠で執務、仕事をされておりますので。また、この予算化されたものが必ずしも歳入されているのかどうか、未納があるとすれば徴収手続はどのような形で事務手続がなされているのか。ここの部分が僕の一番の質問点でございますので。

そして、不払いというか、滞納というか、払えない、払うのに払えない方に対する今後どういう請求の仕方をするか。今、一般社会では担任の先生、教頭、校長が再三払ってくださいよと言っている中で、そしたら給食事業として、これはやはり何らかの法の手続を踏まなければ、当然払ってください、いや金ないんやと、こんなんでしたら給食事業というものは破綻してしましますわね。その点どういうような徴収の仕方をしているのか。そして、もしそれが徴収できなかったら行政としてはどういう手続をとるのか。督促状を出すのか、それとも、それに応じなかったら本当に最終的な機関に手続すべきと私は思っているんですけども、そういうことをどういう考えを持っておられるのかということをもまずお聞きしたいと思います。

そして、この問題について、事務方のトップである教育長はどのような学校現場への指導を行っているのか。正直に納付している保護者との整合をどのように受けとめておられるのか。その点についてご答弁願いたいと思います。

そして、教育の最後ですけども、まず、教職員の評価の件ですけども、当然、みんな平等の世界ですけども、しかしながら、やはり評価というものをつけるべきと考えておりますので、ひとつ評価制度の導入をされている経過について、管理職が一般教員を評価をする場合、どのようなものになっているのか。例えばどのような物差しで評価されているのか。物差しなしで評価をすることはできないと思いますので、ひとつどのような物差しで評価をされているのか。そしてまた、その評価は当町の小・中学校の人事異動への反映はされているのかということをもまずご答弁願いたいと思います。

先ほど、反保議員がいじめの問題についていろいろ質問された中で、答弁者は、毎日のプレスでこういう評価をされた。これは本当に岬町にとっては自慢すべきものですね。この記事の中

で田口教諭が一生懸命やってはると。この方も僕以前からずっと存じ上げております。大変このいじめ問題とか人権問題で活躍されている方ですので、この場をおかりして、本当に素晴らしい教師であるということを経験させていただいて、そして昨今も、NHKで岬町のいじめ問題、人権問題について、和歌山大学のちょっと名前は忘れたんですけども、その方も出演されて、本当に岬町の教育問題は真剣に取り組んでいるということテレビ・新聞で把握しているんですけども。

しかし、いじめ問題を解消するために、田口先生でも、和歌山大学の教授でも一生懸命にやってくれるんですけども、それで皆無になるとは私は思っていないので、やはりそういう子供たちの信号をキャッチする能力のある教職員は何名おられるかということですね。幾らいじめ防止のためにいろんな努力をされているんですけども、しかし、その何人かの生徒が信号を送っているのに、先生はいつも見つけてくれへんなど。何とか見つけてほしいということがあると思うんですわ。こういう指導もしている、こうもしていると言うたところで、やはりサインを見逃したら何にもならないと思いますので。

ここでひとつ、大阪府、全国的に集計あるんですけども、府内の公立小・中学校で、昨年度のいじめの発生が1,110件発生しております。これはもう全国件数からランクをつければ、第5位のまだまだいじめの問題が発生しております、1,000人当たりの件数は1.3件と。全国的に26位と。ということは、マスコミでいろいろ岬町は頑張っていると言われていても、当然この件数、全国第5位。そしたら、岬町、当町にはないのか、いじめがあるのか。あれば、あわせて次の答弁で、岬町は何名の方がサイン出していじめられている、そういうことをまずご答弁願いたいと思います。

2問目の財政ですけども、これは皆さんご承知と思うんですけども、これはあるホームページですか、「ちょっと見て、郵便ポストは金のなる箱、自治体占用料徴収へ」ということを当町の職員であれば当然先取りすべきで、当然把握されていると思うんですけども。やはり間もなく来年10月に民営化されると、そうなれば赤いポストは民間会社になると思うんですね。民間会社になったら、当然民・民の間で、官・民の間でも占用料を取らないかと思うんです。そこで、ポストからの占用料の徴収について、郵政事業は平成19年10月に民営化されることとなったが、これに伴い、町道敷等、また道路じゃなしに当庁にも一つ、ここにもポストあるんですけども、この徴収についてどのようにお考えで、今どのような段階で準備されているのか。全くされてないのか。されておれば、当然、占用料の料金からいろんな作業があると思いますので、そういう作業があれば回答を願いたいし、なければどうしますんやということをもたお聞きした

いと思います。やはりもう当然民間にただで貸してたら、みんなここを貸してくれ貸してくれて来るので、大変で整理できないと思います。この点について考えがあるのかないのか、まずご答弁願いたいと思います。

最後の人事の問題です。職員のサービスと適材適所等について、これも僕はサービスから人事からいろんな面を過去再三一般質問なりで指摘してるんですけども、一向に改善された感じを見受けないわけですね。なぜこういう状態が続くのかなと思いますので、今回、人のことを指摘するのは嫌ですけども、しかし住民代表ですので、そこは大意のないということをお酌みいただいて、これからちょっと最後のこのサービス規程について質問したいと思います。

毎日のようにマスコミ報道を見ると、公務員のあり方が日々問われている。また、懲戒処分とかいろんなことが報道されてますけども、仮に例えば、これは奈良県でしたかな、5年間の間で8日間の勤務実績で給与を全額保障された。こんなことがあるのかな。常識を疑うような感じですけども。しかし、他山の石ではなくて、当町にもそういうようなものがあるのかないのか、私はこの場をおかりしてご答弁をいただくんですけども。なかったら一番よろしいんですけども、あるとすれば当町の200何名おる職員の動態管理は機能してるんかと。見て知らんふりしてるのか、見て指摘して、その指摘に従わないのか、ここを今回ここで質問したいと思います。

私が日常感じているのは少し述べさせていただきますと、ある課の所属職員の方ですけども、その方の自席を見たら、1週間を通じて在席しているのは本当にまれというよりも見たことがないですね。僕は平成7年に当選させていただいて、大体の職員さんの名前と顔をやっと覚えて、1期1年生のときは、この方はどこに自席があって、どういう職務をされているのかということ、どうも前から疑問に思ってたんですけども、本日ははっきりどの席でとは聞きませんが、そういう方がおられるのかおられないのか、まずご答弁いただきたいと思います。

この件について最後に町長に、助役でも結構ですから、もし事実であれば、これが正しいのか正しくないのか、機能してるんか。機能してると言えば、また僕なりに再三質問をさせてもらいますけども。実際そういう方がおられるのか、おられたらどうするんやということをまずご答弁願いたい。それから再質問入りしましょうか。

1回目の質問は以上です。ご答弁をひとつよろしくお願いします。

和田博之議長 ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。岡田部長。

岡田教育部長 田島議員のご質問について答えさせていただきます。

まず、教育行政を担う教育委員会の現況としまして、1点目にご質問のございました不登校、長期欠席の状況でございます。これについてはですね、岬町の各小・中学校での不登校の児童・

生徒数は、3年間ということでしたので、平成15年度は8名、うち小学校2名、中学校6名。平成16年度は7名、うち小学校3名、中学校4名。平成17年度は9名、うち小学校5名、中学校4名です。長期欠席、不登校に陥る引き金となった事柄は4点ほど分析しておりますが、1点目は親子関係をめぐる問題、2点目は友人関係をめぐる問題、3点目は家庭内の不和、4点目はその他本人にかかわる問題などが上げられています。その中で議員がご指摘のように、自殺はいじめが原因ではないかというふうにご指摘ございましたけれども、直接いじめ等が原因で不登校に陥ったというケースは、この3年間で把握しておりませんが、いじめが不登校につながるということも十分考えられますので、今後ともいじめの早期発見、早期対応に努めてまいりたいと思います。また岬町教育委員会といたしましては、スクールカウンセラーの配置や、精神科医による月例相談の実施など相談活動を充実するとともに、学生メンタルサポーターを配置し、話し相手となることや学習支援にも努めております。

今後ともこのような取り組みを継続実施し、子供たちが安心して学校生活を送れるよう努力していきたいと思います。なお、ご質問のあった教育委員による学校への訪問でございますが、教育委員会として訪問したのは、この4月以降1回でございます。ただそれぞれの学校行事、運動会でありますとか深日小祭り、もちつき大会、学芸会などの各種行事にはご案内いただいておりますので、教育委員長初め教育長、教育委員さんが各学校に出かけていると、そういう状況でございます。

続きまして、2点目の学校給食にかかわって、この事務的な流れでございますが、給食費の給食代につきましては、小学校低学年は190円、高学年は200円、中学生については220円と、それぞれ学年によって違うんですけれども、その学年によって違います給食費を含む年間必要経費の金額を年度初めに保護者に対して通知しまして、毎月、保護者の口座から、PTA会費、教材費等と一緒に給食費を徴収するという流れになってございます。

議員からございました収入に関する条例ですね、岬町財務規則によって、それら徴収したものを一たん町の会計に入れて、そして、町の会計の方から必要な経費を支出していると、そのような状況でございますが、このシステムをとっておりますのは、大阪府内で岬町と摂津市の2市町でございます。今新聞で問題になっておりますのは、給食費を徴収して、そこで給食を作成しているので、未納の分をほかのまっとうに支払っている者がかぶっているのではないかと、こういうことが新聞紙上で指摘されておりますが、本町の場合は、給食が開始された当初から、一たん町の会計に入って、そして必要分を支出しているということになっておりますので、未納者の分をほかのまっとうに払っている人が負担しているという状況は生まれておりません。

なお、滞納額につきましては、平成15年度の3小学校の未納額は9万8,620円、中学校の未納額は28万8,200円。平成16年度の小学校の未納額が12万7,990円、中学校の未納額は32万3,620円。平成17年度の小学校の未納額が15万1,460円、中学校の未納額が11万1,500円となっております。この未納者への対応としまして、未納となっている児童・生徒の保護者に対し、学校長初め担任等から文書発送、済みません。平成17年度、中学校の未納額を言い間違えましたので訂正いたします。中学校の未納額は11万1,540円でございます。未納者の対応でございますが、学校長初め担任等から文書発送、電話連絡や家庭訪問、時には学校に来ていただいて、納付の相談・指導を行っております。また相談内容によっては、生活保護制度や就学支援援助制度の活用も含め粘り強く指導をしています。このことに関して、当然教育長として各学校長への指導をしていただいているところでございます。

続きまして、3点目の教職員の評価については、教職員は大阪府費負担であることから、大阪府の評価育成システムに基づき、学校長が全教職員を評価することになっております。その際、議員がどのような物差しでというご質問でございましたが、これは年度当初に教職員が学校教育目標を踏まえて個人目標を設定する。私はこの1年間こういうことに取り組んでいきたいということで個人目標を設定して、その目標の達成状況を学校長が判断すると、そういうシステムになっております。学校長による評価については本町教育委員会に報告を受けておりますが、その内容について修正やつけ加えをすることはございません。また、報告内容については府教育委員会に報告しております。

なお、いじめ問題について真剣に取り組んでいるという評価をいただきまして、ありがとうございます。ただ議員がご指摘のように、サインを見逃してはならないと、そのような先生方が何人いるのかということでしたが、先ほどの反保議員の質問に答えさせていただいた中にも紹介させていただきましたが、岬町を挙げて中学校のいじめをなくす取り組みを小学校も幼稚園も全員で聞いていこうと、そのような非常に真剣に取り組んでいる取り組みを、町の教職員全員で共有しよう。そういうことで議員のおっしゃった、子供たちの信号を受けとめられる教職員を一人でもふやしていこうと、そういう取り組みをしております。

いじめの件数につきましては、今年度は当初から10月までの件数は、先ほど申しました小学校合計2件、中学校2件でございますけれども、子供たちのサインを見逃さないという、そういうより細やかな視点で、今後とも学校が取り組んでいただけるよう教育委員会としても指導してまいりたいと考えております。

以上でございます。

和田博之議長 松永事業部長。

松永事業部長 田島議員の2点目のご質問、郵便ポストの占用料の徴収についてという部分についてお答えいたします。

町道敷を占用する工作物等におきましては、岬町道路占用料徴収条例に基づき、国または地方公共団体が行う事業に係るもの及びその他公共の利益となる事業に係るものなどを除き、占用料を徴収することとなっております。日本郵政公社が管理する郵便ポストにつきましては、現在、町道敷に9本設置されると聞き及んでおります。これらはかつて国が行う事業に係るものであったことから、占用料を徴収する対象となっていないまま、現在に至っております。しかし、このたび議員お示しのとおり、日本郵政公社を平成19年10月1日に解散し、民営化していくことが、平成17年10月21日に公布された郵政民営化法により定められました。よって、郵便ポストにつきましても、日本郵政公社が民営化された暁には、他の占用物件と同様、占用料を徴収する必要性が生じてくることとなりますので、今後、関係機関と協議を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

和田博之議長 竹本企画部長。

竹本企画部長 田島議員のご質問にお答えいたします。

まず、奈良市であったような事例があったのかないのかと、それと職員の動態管理はどうなっているのかということでございますが、奈良市であったような事例は本町ではございません。それと職員の動態の現況につきましては、職員は平素からタイムカードを打刻しており、休暇届や出張先を上司に届けることにより所属長が把握することとしております。また、業務は自席で行うことを原則とし、休暇、出張等では職員動態表で所在を示すこととなっております。

先ほどの職員の件でございますが、現在、労働安全衛生などの業務として産業医と衛生管理者などで開催される衛生委員会の事務局の庶務を担当し、また、職員のプライバシーに関する内容もでございますので、別室で職場環境など職員からの相談事務をしていることもございます。また、福利厚生業務として市町村職員互助会や市町村職員健康保険組合の会議で出張することもございます。また、職員団体の活動につきましては、時間外と休暇を取得して従事することとなっておりますので、所在を明確にするように指導しております。今後もより一層指導を強化し、職員の動態把握に努めてまいります。

それと奈良市の病気休暇のお話もございましたので、当町の病気休暇についてご説明いたします。病気休暇制度につきましては、医師の診断書に基づき職員が上司に届けることとなっております。

ます。3カ月の病気休暇期間を過ぎますと分限休職となりますので、上司は日常的に病気休暇の状況の把握に努め、必要に応じて人事所轄においても所属課と合同で家庭訪問や診療所の訪問を実施しております。また、休職から復帰は複数の医師の診断書をもって復職させると判断しております。最近における本町の病気休暇などの状況は、疾病及びメンタルによる休職者が数名生じております。

円滑な職場復帰のために「職場復帰リハビリテーション制度」を定め、適切に実施しております。この制度は療養中の職員が復帰するときに、主治医の了解のもとに本人の意思に基づきリハビリを実施するものです。その内容は、人事所轄と所属課が従事する内容を協議し、療養中の職員の所属する職場において実施するものです。リハビリの流れは、最初は職場への顔出し程度から始め、第二段階では職場になれるために3時間程度の職場で業務を行い、第三段階では仕事になれるために半日を超えて職場で業務を行います。最終段階では通常の勤務生活になれるための通常の勤務時間帯を通じ、職場復帰のリハビリを行うものです。このような「職場復帰リハビリテーション制度」を活用し、治療を終えた職員が円滑に職場に戻れるように対応しているところでございます。

以上でございます。

和田博之議長 平助役。

平助役 田島議員の職員の服務等について答弁させていただきます。

職員の動態管理等について指摘はしているかどうか、また、ある職員等々についてご質問がございましたので、ある職員という問題ではなしに、職員全体の問題というところから答弁させていただきます。

まず、職員の服務につきましては、誠実の義務、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、また職務専念の義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務などが地方公務員法で定められており、服務の徹底について職員に随時通知するなどして、徹底を図っているところでございます。同じ部署で長期にわたり勤務する職員につきましては、職員のやる気や職場の活性化等において弊害が生じないように、毎年的人事異動でその解消に努めております。本町におきましては原則として異動の目安をおおむね3年から5年として配置転換を行うなど、勤務の状況等に応じて、3年から5年にこだわらずに運用している場合もございます。

また、平成18年度の機構改革では総務部を総務部と企画部に分割し、権限が長期に集中しないように職員の業務内容を見直し、各部でチェックできる体制に改正したところでございます。今後におきましても管理職による職員の動態把握に努め、なお一層服務の徹底を図り、職員の能

力が余すことなく発揮できる適切な人事配置に努めてまいりたい。

また、地方公務員法第28条には、降任、免職、休職等が規定されております。この処分についての審査を行うために岬町職員分限懲戒審査会が設置されております。当審査会の会長は助役の私ですが、私の就任以来、審査会を開催したことはございませんが、この約1年間は服務規律に反するおそれがある職員には、管理職から、また私から指導してまいりました。今後におきましては、議員ご指摘のように、公務員の私たちに厳しい状況下にあるところからも、地方公務員法第28条の適用も視野に入れながら、職員の服務規律の徹底を図っていく所存でございます。

以上でございます。

和田博之議長 田島乾正君。

田島乾正議員 教育の問題について教育部長からご答弁いただきました。不登校の問題についても当町では皆無というわけにいかんわけですな。やはり不登校の問題、いろいろ何名か出てますわな。これがまたいじめに要因があるんか、これは本人でないとわからんと思うんですね。我々学校の教師であろうと何であろうと、当本人でないと、いじめられている、いじめてないが、本当に心の中まで人間というのは入り込めませんので。まず、その不登校の要因としたら、親子の問題、そして友人の問題、家庭不和、それと本人自身の、この4点について教育部長にご答弁いただいたんですけども。しかしながら、不登校やからということでそのまま放置されるのではなく、やはり年に何回、最低月に何回には本人と面談、訪問なりして、嫌がれば別の場所で、やはり月1でも本人の心の扉をあけていただいて、やっぱりそういうことを、大変努力されている教職員には気の毒ですけども、しかし、よそがそういう問題が起きているんで、うちはその程度やったら大丈夫やという安易な考えじゃなしに、ひとつ現場の人間が苦労してますんで、そのために指揮監督する教育委員会というのがありますんで、ひとつ月1回ちゃんちゃんと教育委員会を開いて、1回やったらええわと、そういうことじゃなしに、ひとつ真剣に考えていただきたいなと思います。

そして、教育委員会の問題についてご答弁、いろんな式典とか、いろんな出席をして行きますと言うてるんですけども、そんな式典をするだけやったら教育委員会みたいなものは要らんわけですな、ぶっちゃけて。ですからやっぱり現場の本当の実態把握をしてもうて、月1回の教育委員会で、こういう問題は現場だけではどうやろうと、いろんな情報を上げさせて、していただかんと本当の教育委員会の機能をされているのか、僕もまだ教育委員会を傍聴していないのでわかりませんので、一度一遍教育委員会が開催されたら傍聴させていただいて、本当に教育委員会として一生懸命やっていると。現場に対してすばらしい指導・指揮していると、そういうこと

を一遍またこれから機会があれば、一度教育委員会を傍聴したいと思います。やはり傍聴しないと資料なくして議論もできんし、質問もできへんということすな、恥ずかしいので。それを一つ申し添えておきます。

そして、学校給食の件ですけども、滞納部分については15年、16年、17年を聞いたんですけども、減りもせんけども若干ずつふえてますわな。この問題をどうするかということですね。結局まじめに払っている方、そして、言葉は悪いんですけども、払えるのに払えない方。本当はいろんな払えない理由があって、法的に手続をしていただいた方については何も責めません。しかし、あの家庭だったら払えるのに何で払わへんのかなという問題については、今後どういう手続とっていただけるか。ただ現場の教職員、校長のみに電話せえと。そして、再三言うとけよと。それではいかんと思うんです。最終手段として、やっぱり督促状なりいろいろ出していただいて、それでもなおかつ聞かなんたら、結局先ほど申し上げたように、法的手続という最終の手続がございすんでね。でないと正直者がばかを見るということになりますし、そして、やはりそういう給食事業がうまくいかんようになると思いますね。

なぜか言うと、結局そういうことに負担がかかってくると、給食の低下ですわな、給食のね。お金がないんやから低下になるし、そして現場の学校教職員にその徴収に行かず負担もふえるということで、やはり金額的に少ないからじゃなしに給食の充実、さあこれからの子供にいいものを食べさせないといかんのに、それが要因で給食があって、給食の質が低下したら大変なことになりますので。そして、現場は大変一生懸命頑張ってますので、その点について、また、ひとつ月1回じゃなしに、別に2回にしてもええんですわ、教育委員会というのはね。2回開いても3回開いてもだれも怒る方はおりませんので、やっぱり教育部長、教育長というのは、そういう現場に対する指導、監督するべき立場にありますので、遠慮せんと言いたいことを言って、子供のためですからね、最終的に。僕らのためちゃいますよ。ということで、ひとつ教育部長、これから期待していますので、教育長もあわせて、ひとつそういうことのないように。

それと、教職員の評価制度について、僕の聞き及んでいるところでは、やはり教頭、校長二人で各校の教職員の評価をされていると思うんです。それを受けて教育委員会で再度評価されているんやと思ったんですけども、当町の場合はやってないと。僕はやったらええんか、やらなかったらいいんかということのを別に判断できへんねんけども、当町の場合はやってないということすな。現場の教頭、校長にされているということですから、わかりました。それやったらその点は、また僕なりに各自治体なりあっちこっち確認いたします。

最後に、教育長、全般的に教育委員会の担う学校行政について、今のままでよろしいんか。い

やいやまだもっと、こういうマスコミにも取り上げられ、いいことを上げられているんやから、より以上にこういう考えがあるんか、そういうことを一遍、最後、教育長のお言葉をいただきたいと思いますので。

財政ですな、ポストの、今松永部長から答弁をいただいたんですけども、これからやるんですな。もう既に、ある程度素案でもできているんかなと思ったんですけど、もうそれは何も僕は指摘すべき問題ちゃうんですけども。まず、これからするんでしたら、やはり占用料というのは金額を決めなあきませんわな。いろんな作業がたくさんあると思うんですわ。相手があつてですからね。相手が要らんと言うたら、そんなポスト、そんな金やったら払いまへんと言うた場合、今度、住民サービス、ポストが1個なくなったら大変ですわな。そういうような問題についてもどう対処されていくか。金額、そして向こうの言い分に対してどう対応していくかということも含めて、そして、いつごろそういう素案ができるか。もう出発してからでは間に合わなんたら、たとえ1円でも損ですからな。やはりそれまでに大体何月ごろをめどに、そういう作業、案ができるか、申しわけないんですけど、ご答弁願いたいと思います。

そして、今最後に助役がご答弁いただいたんですけども、機能してるかしてないかということをご答弁いただきたかったんですけど。結局1点だけ、最後にもう一回、助役にご答弁いただきたいんは、僕がこれを質問するということは何も無いのに質問していると思ってるんじゃないわけですから、僕としたらね。全体から見て、本当に動態管理がされてるんか。例えば自席を離れるときは隣接の者に行き先を告げて行く。そして、町外に出るときは直属の上司に行き先を告げて行く。そして、出張とか遠方に行った場合は、やはり出発、帰ってきた、そうしたらいろんな報告、そして復命書というものを当然公務員としたら書くべき義務が課せられていますので、そういうようなもんについても本当に徹底して動態管理がされているのか、その点についてもひとつ、もしされてなかったら、これからそのようなことのないように方策を、考えがあれば披歴してほしいと思います。

そして、懲戒分限に関する審査会、助役が一応責任者ですけども、今のところ1回もそれを開いてない。ないんは一番よろしいんです。しかし、そういう立派な審査会があるんですから、仏像つくって魂入れずじゃ困りますので、これを機会にひとつ機能するように、両方ね。もう一回だけ、助役のやる気をご答弁、しつこいようだけでも、それをいただいて僕が今後助役の成果を眺めたいと思いますので、ひとつあわせてご答弁いただきたいと思います。

和田博之議長 ただいまの再質に対して、理事者の答弁を求めます。

田中教育長。時間が迫っておりますので簡潔にお願いします。

田中教育長 田島議員の再質問にお答えいたします。

町の教育委員会は月に1回の定例委員会を開催しているということで、1回でも2回でもいいんじゃないかという質問がございましたが、教育委員会におきましては町の教育委員会から提案するもの、それから学校の状況、それをその問題として議案として上げていくもの。それぞれの内容によっては、教育委員会において判断、徹底をしているところでございます。また、学校の行事等に参加していただいて、その学校の状況をつぶさに把握していただいているということで、いろいろな問題があればすぐに報告を受けて、その指導・支援に努めているところでございます。また、教育委員におきましては当面する教育及び教育行政の諸課題についての深い理解と教育行政の所管する者としての資質向上のため、大阪府及び泉南地区、郡三町が主催する教育委員の研修に参加をして、研さんを重ねているところでございます。

教育委員会の制度におきましては、国の指針に基づきまして、教育行政の中立性・安定性・継続性を確保してきている上で大きな意義があるととらまえております。ただし教育委員会は独立した執行機関でございますが、本町の行政機能の一環でもありますので、予算や条例等を通じた一般行政との調和を図ることが必要であると考えております。今後とも町長部局と教育委員会との連携を図りながら、地域住民の最も身近な存在として地域の実情を把握し、教育委員会として一貫した地域の教育振興に努めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

和田博之議長 松永事業部長。

松永事業部長 占用料の徴収時期と開始時期等のことについて答弁させていただきます。

現行の岬町道路占用料徴収条例におきましては、郵便ポストとしての占用料を定めてございません。徴収に当たっては新たに占用料を定める必要がございます。他の市町村におきましても、郵政民営化に伴う占用料の徴収については、検討を進めていると聞き及んでおります。今後、さらなる聞き取りを行い、町としての最適な占用料を定めていきたいと考えております。また、それに伴う条例の改正につきましては、郵政事業が民営化される19年10月を念頭に置きながら、適切な時期に行ってまいりたいと考えております。

和田博之議長 中口総務部長。

中口総務部長 普通財産、いわゆる町有地に設置されているところのポストとして、本庁舎の敷地内と淡輪老人福祉センター前にある2カ所ございます。この郵便ポストにかかる占用料の徴収につきましては、先ほど事業部長から話がありましたように、岬町道路占用料徴収条例の改正と同じく岬町行政財産の使用料徴収条例の改正が必要となります。現在、町有地内への郵便ポスト

の占用料を定めていないため、これにつきましても徴収に当たっては、新たに条例に占用料を定める必要がございます。条例の制定につきましては、岬町道路占用徴収条例の改正と同時期に、議会に上程をしてみたいというように考えています。なお、徴収金額につきましては、道路占用料と整合を図って決めてみたいと、以上のように考えております。よろしくお願いいたします。

和田博之議長 助役。

平助役 田島議員の再質問にお答えいたします。

全体から見ての動態管理でございますが、職員の日々の動態管理把握に努めておりますのは、ご承知のとおり管理職でございます。この管理職の日ごろの心の持ち方といいますか、やはりこれは町長の立場に立って、各部署の指揮をとっていくというのが管理職の立場であろうかと思えます。この職員の動態管理把握がきちとなされるよう、また再度管理職に通知を指導をしてみたいと、かように思います。先の答弁でも述べましたように、私自身直接指導もしてみたいと、ことわざで「仏の顔も三度」とかというそういうことわざもございまして、今後におきましては、より厳しい処置でもって臨んでみたい、こういう決意でございますのでよくご理解を賜りたいと思えます。

以上でございます。

和田博之議長 田島乾正君。

田島乾正議員 局長から時間がないぞとサインをいただいたんで、答弁は結構ですから。

教育の問題についても、そして財政、ポストの問題についても、今後この質問が生かされるか、私なりに成果を確認して納得したいと思えます。納得しなければ、また再度させていただきます。

そして、最後、助役からそういう考えをお聞きしましたので、ひとつ動態機能がするようによろしくお願いいたします、でないとは本人はもとより、その方の上司が結局その能力を疑われるということになりますので、全職員が本当に岬町のために公務員として、住民サービスの向上に一生懸命頑張らせていただくことを希望いたしまして、質問の今後の成果を確認したいと思えます。

どうもご清聴ありがとうございました。

和田博之議長 田島乾正君の質問が終わりました。

お謀りいたします。暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。暫時休憩することに決定しました。

休憩します。再開は11時20分に再開いたします。よろしくお願いいたします。

(午前11時10分 休憩)

(午前11時20分 再開)

和田博之議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、竹内邦博君。

竹内邦博議員 議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

質問内容は、岬町シルバー人材センターの設立ということです。

9月議会で、介護保険料金が今以上に高くないために、その一因である認知症の方を介護サポートするため、認知症の基礎知識研修を受けた支援員によるサポート活動により、サポート員本人の介護予防にも連動し、一石二鳥になる旨の一般質問をさせていただきました。そのために6月4日から3日間、北海道本別町、白糠町、池田町、浦幌町へ5名の有志議員で研修視察に行ったことは9月議会の一般質問でも述べましたが、その4町で共通することが、自営で、農業、畜産、果樹園、林業等をされておられ、65歳以上の高齢者になっても定年がなく、自営稼業を応援することにより体力と精神の安定と充実感が増進するため元気な高齢者となり、4町の介護保険料が、本別町で3,960円、白糠町で3,143円、池田町で2,700円、浦幌町で3,600円となり、岬町の5,529円に比べ約2,000円の差が出ております。また、先日、徳島県上勝町へごみの分別収集研修に行った折、刺身のつまですかね、特産品を平均年齢75歳の高齢者婦人が年収500万を稼いでおられる現実には驚き感心もしましたが、稼ぐために風邪を引く暇さえないという次第でした。上勝町の介護保険料は4,480円です。以上の状況から、岬町でも高齢者に働く場を提供すれば、介護予防となることは火を見るより明らかであります。そこで、岬町シルバー人材センターの立ち上げを提案いたします。

このシルバー人材センターの立ち上げについては、出口議員が平成15年12月議会で、鍛冶議員が平成17年12月議会で一般質問されておりますが、いまだに設立する気配がないので、私で3人目の3度目の質問をさせていただきます。なぜ私たち議員がシルバー人材センターを必要とするか。それは今後団塊の世代の方々が続々と定年退職を迎え、2015年、平成27年には、高齢者が全国で3,300万に達すると予想され、当岬町においては、現在でも、高齢化が大阪府下平均18%に対し、何と25%であります。平成27年度には約30%になる見込みです。高齢化社会が進展しつつあるとき、就職は望まないが働く機会を得たい、社会に役立つ仕事がしたい、そして、何らかの収入を得たいと希望されておられる方が多くいることがわかっております。

地域とコミュニケーションを図りながら、生きがい、健康、収入をみずからの手で作り出し、老後を心豊かに暮らしていくことは自治体にとっても大いに有意義であり、高齢者の健康増進、介護予防にもつながり、元気で長生きの健康なまちづくりに連動していく効果が大きいです。現在、NPO生きがいワーカーズ、長生会等が活動しておりますが、もっと多くの住民が公平なシルバー業務ができるように、町が主導の上、岬町シルバー人材センターを一日も早く立ち上げるべきだと考えておりますが、いかがでしょうか。もちろん、シルバー人材センターを立ち上げるには費用もかかる、また、人員も要することは十分私も承知しております。その辺のことも含め、ご回答をお願いしたいと思います。

以上です。

和田博之議長 ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。芦田福祉部長。

芦田福祉部長 竹内議員の質問にお答えします。

シルバー人材センター設立につきましては、竹内議員の説明にもありましたように、超高齢社会を迎えた中で、高齢者が生きがい、健康、収入をみずからの手で作り出し、活動的で心豊かに暮らしていくことという位置づけから、大変重要なことと認識しているところです。岬町では、現在、高齢者で組織された生きがいワーカーズやNPO団体のNPO法人まちづくり岬という組織があり、これまでも保育所児童の安全確保、保育所施設設備の簡単な補修や樹木の剪定、草刈などもしていただき、施設管理上大変助かったということがありました。

今回の質問の趣旨であります、町が主導で立ち上げるという提起につきましては、新たな投資が不可能とも言える現在の岬町の財政危機の現実を見据えながら、町の職員を配置し、シルバー人材センター設立をやっていくということではなく、現在活動しているボランティア団体さんの自主的な活動を支援していくという手法で、住民主体のシルバー人材センター設立を促していくという方向で進めていきたいと考えています。誤解のないように補足しておきますが、これはボランティア団体の動向に任せてしまうというのではなく、設立後の自主運営を見据えて、団体と連絡調整を進めながら、設立に持っていきたいということでもあります。

特に最近の新しい動きとしまして、来年の4月ごろには、先ほど言いました2つの組織が合体して1つのNPOになり、その中でシルバー部門を設置して、高齢者の働く機会を創出するというふうに聞き及んでいるところであります。この動きを私たちはセンター化にプラスに作用するというふうに考えています。そこを核として運営や企画等の手法の試行錯誤を重ねていただきながら、仕事の実績を積んでいただく中で、シルバー人材センター化へと協議を進めていきたいと考えています。また、センター化に至るまでは、町として、町も含め民間企業や個人からの二

ズ、問い合わせにつきましても、積極的にこの団体を紹介させていただくとともに、働く機会を得たい、社会に役立つ仕事がしたい、何らかの収入を得たいという高齢者の方につきましても、そのようなNPOの活動があることを紹介してまいりたいと考えております。

以上です。

和田博之議長 竹内邦博君。

竹内邦博議員 ありがとうございました。今の回答で、以前、各議員さんが質問したときには、検討しておきましょうというお言葉から進みまして、いわゆる民間であるNPOまちづくり、生きがいワーカーズとかを合併させ、それで次に、シルバー人材を立ち上げていこうと。これは私の意思とはちょっと違うんですけどね、民間型だと。私は町主導ということを申し上げているんですけども。民間主体ということでも、一応老人が働ける場所をつくっていくということは、非常にいいことだと思います。この件につきましても、先ほど4月に2つが合併するということをお聞きしておりますが、大体の設立の時期と、またできれば町長の方から、こういうふうな人材センターを立ち上げていくとどのような形になるのか、その辺のところもお聞かせ願ひまして、質問を終わりたいと思います。

和田博之議長 ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。石田町長。

石田町長 竹内議員の再質問にお答えさせていただきます。

先ほども福祉部長の方からご答弁させていただきましたように、この2つの団体が総会のもと、積極的に2つが合併するという旨で、それぞれの総会解散をし、そして4月をめどに合体するということは、我々もそういった旨をお願いして2つの団体に働きかけた結果、そういった形に進んできたというご認識をまず持っていただきたいと思います。

そして、まずこのシルバー人材センター、町が主導でやっていく部分と民間が主導でやっていく部分、これはどちらがいいかということなんですけども、結局設立した後のことを考えますと、どうしても行政がすべて営業までし、仕事を与えていくという形であれば、なかなか長続きがしないという気持ちを我々持っております。したがって、設立までには確かに時間はかかるかもしれませんが、民間の主体で動いていく、こういった姿勢が私は息の長いシルバー人材センター、本当の意味でのシルバー人材センターが設立、また稼働していくと思っておりますので、それにつきましても、我々行政といたしましても積極的なバックアップという形で進めて行きたいと考えております。

以上でございます。

和田博之議長 芦田福祉部長。

芦田福祉部長 補足で答弁をさせていただきます。設立の時期ですけれども、今、明確な時期は言うことができませんけれども、少なくとも一番最初に出口議員が質問されたときは、はっきり言って、シルバー人材センターは検討すると言いましたけれども、実現に向けてこれから努力をしていくんだと、時期は非常に不明確だったなというふうに思っております。鍛治議員さんからも去年同じ12月議会で質問を受けました。町主導というふうなことを言われましたけれども、我々としては住民が中心となって、今動きがある中で、それを有効に生かしていきたいという形で答弁をさせていただきました。今回、そのような各住民の自主的な団体が一つにまとまったという、来年の4月にまとまるということでもありますから、まとまってすぐというわけにはいきませんし、まとまった団体で、1年くらいの活動はやっぱり続けていただかなければならないだろうと。そこでもさまざまな合併後の問題を調整するという期間として必要ではないかと思えます。次の1年間に法人格の取得の問題がありますので、それが1年くらいかかるだろうと。最短でも3年後ということを一応のめどとして、うちとしては準備をしていきたいなというふうに考えております。

以上です。

和田博之議長 竹内邦博君。

竹内邦博議員 ありがとうございます。今の答えて、本当にやっと動き出したということがよくわかりましたので、これで私の質問を終わらせていただきます。

和田博之議長 竹内邦博君の質問が終わりました。

次に、川端啓子君。

川端啓子議員 ただいま議長のお許しを得ましたので、私の一般質問をさせていただきます。

教育、環境についてさせていただきます。

最初に、教育の「早寝・早起き・朝ご飯運動」についてですが、文部科学省は親と子供の豊かな育ちを支援するため、早寝・早起きや朝食をとるなど、子供の望ましい基本的な生活習慣を育成し、生活リズムを向上させる早寝・早起き・朝ごはん国民運動の全国展開を推進しております。また、本年4月24日にはこの運動に賛同する100を超える個人や団体、例えばPTA、子供会、青少年団体、スポーツ団体、文化関係団体、読書・食育推進団体、経済界など幅広い関係者による早寝・早起き・朝ごはん全国協議会が設立されたとも聞き及んでおります。子供たちが健やかに成長していくためには、適切な運動、調和のとれた食事、十分な休養・睡眠が大切ですが、近年よく体を動かし、よく食べ、よく眠るという成長期の子供にとって当たり前で必要不可欠な基本的な生活習慣が大きく乱れ、それが学習意欲や体力・気力の低下の要因の一つとして指摘され

ております。例えばテレビを見るなど夜更かしをすると、体内時計と実際の時間とのずれが生じ、時差ぼけのような状態になってしまい、そうなってしまうと体調が崩れ、意欲が低下します。

そこで、家庭における食事や睡眠などの乱れを個々の家庭や子供の問題として見過ごすことなく、社会全体の問題として、地域による一丸となった取り組みが重要な課題として「早寝・早起き・朝ご飯運動」が展開されることになりました。最近の調査では、就寝時間が午後10時以降という小・中学生が過半数を占め、子供の生活の夜型化が進行、朝の欠食率は小学生が15%、中学生は22%に上っております。

今、文部科学省としても基本計画にのっとり項目別に目標値を掲げ、自治体への推進を呼びかけております。また、その呼びかけに応じて、各地においてはさまざまな取り組みがなされております。例えば親子会食会で意識改革をしようということで、品川区の小学校では親子会食会を開き、出席した保護者を相手に、朝食の大切さや栄養のバランスのとり方などを具体例を交えて説明し、主食・主菜・副菜・汁物どれも欠けないよう各家庭で工夫してくださいと呼びかけているそうです。また、児童の生活リズムの向上の取り組みとして、朝食摂取率100%、給食残す率10%、10時までの就寝率90%、歯磨き率95%などの具体的な数値目標を立てて挑戦しているそうです。また、生活習慣の違いが児童の健康や学習意欲などに与える影響について測定効果を行った結果、1.体温、2.歯肉の状態、3.百ます計算、4.忘れ物の変化が顕著に出てきたとの報告もあります。

京都市のまたある区におきましては、地域ぐるみで「早寝・早起き・朝ご飯運動」を指導させており、この内容が書かれたのぼりや、オリジナルソングをつくり、保護者と地域住民が一体となり運動を大きく拡大しているそうであります。当町においても積極的に取り組んでいると聞き及んでおりますが、どのように取り組まれているのかお尋ねいたします。

次に、環境についてですが、循環型社会推進委員会の設置についてであります。21世紀を持続可能な社会にし、めぐみ豊かな環境を将来に引き継いでいくためには、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動やライフスタイルを見直し、資源の消費が抑制された環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会を形成していくことが必要不可欠であります。

当町におきましても、ごみ減量化に向けて積極的に取り組んでおりますが、ごみを分別し、資源化するには住民の協力なくしては不可能であります。岬町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例第19条に、町長は一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、審議会を設置することができる。また、同20条には、町長は、一般廃棄物の減量及び適正な処理並びに地域の清潔の保持の推進に関する町の施策への協力及び住民の自主的な活動の推進を行うもの

として、廃棄物減量等推進委員を委嘱することができるともあります。ごみの減量及び資源化を積極的に推進するには、住民、中でも日常的にごみを出す方の協力が必要であります。そのことをかんがみて、住民代表を交えた審議会の発足並びに廃棄物減量等推進委員の設置が喫緊の課題と思われませんが、当町の見解をお尋ねいたします。

次に、循環型社会形成推進交付金の活用についてですが、廃棄物の3R、リデュース、リユース、リサイクルを総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を生かしながら、広域的かつ総合的に廃棄物処理、リサイクル施設の整備推進をすることにより、循環型社会の形成を図ることを目的に、循環型社会形成推進交付金が国において創設されております。ただ、この交付対象が、人口5万人以上の市町村となっており、当町単独で活用できないのが難問であります。循環型社会の推進については、町単独でなく、広域でと、私はいつも言っておりますが、この交付金を活用し、さらなる推進ができるよう、近隣市町に呼びかける必要性を感じますが、当町の見解をお尋ねいたします。

次に、廃食用油の回収についてですが、各家庭で使われる使用済みてんぷら油については、婦人会が中心になって石けんづくりをするなど、活用されてはおりますが、石けんづくりにも限りがあり、台所の流しに捨てるなど、河川等の汚染につながっているおそれもあります。京都府久御山町では、この使用済みてんぷら油を回収し、バイオディーゼル燃料として再生利用をしていると聞きましたので行ってきました。

久御山町では、毎月第2水曜日に、全自治会の集会所等に回収拠点を設け、また常設場所としては、役場など常時人が出入りする場所を設け、取り組んでおりました。久御山町では、当初は安全性について危惧する声があったそうですが、今ではすっかり定着し、また、このことを通して環境問題の意識が変わってきたと大変喜んでおられました。当町としても、早急に取り組みべきと思いますが、当町の見解をお尋ねいたします。

次に、公共施設に緑のカーテンを設置するについてであります。ヒートアイランド対策の一環として、公共施設に緑のカーテン、窓の外にたらしめたネットなどにツル状の植物をはわせた自然のカーテンのことですが、この緑のカーテンは太陽の熱を遮るだけでなく、植物の気化熱を利用し室温を下げるので、エアコンの使用を抑えることができるなど、省エネルギーの効果があることなどから、各地で設置に向けての取り組みがなされております。

また、環境にも配備されることなどから、大阪府では植物の効用や地球温暖化への対応などを学ぶ環境教育の一環として、小学校などを対象に、緑のカーテン授業を実施しております。吹田市の小学校では、本年、ツル性の植物のゴーヤ、ヘチマ、ヒョウタン、ナタマメを育て、ゴーヤ

など収穫物は関係者に配られ、環境教育だけではなく、収穫したもの、食育にも利用できるのではないかと大変喜ばれているそうです。公共施設に緑のカーテンを設置すること、また緑のカーテンで環境教育をすることについての当町の見解をお尋ねいたします。

次に、遊休農地の活用で、バイオ燃料の取り組みをするについてであります。原油価格の高騰と地球温暖化対策の両面から、世界各地で植物由来のバイオ燃料の開発に拍車がかかる昨今であります。大阪府では、明年から遊休農地で菜種栽培を行い、BDF、バイオディーゼルを生産する施策を打ち出しております。府下の中で近隣市町では、貝塚市がこの事業を活用していると聞いたので行ってきました。貝塚市では、環境対策、遊休地の解消を目的に、土地改良区に協力を求め取り組んでいるそうであります。遊休農地がたくさんある当町におきましては、遊休農地の解消についてはどのような展望を持っているのでしょうか。また、この大阪府の施策である菜種栽培に取り組みれば、景観もよくなるという付加価値もあり大変よいと思うのですが、当町の見解をお尋ねいたします。

1 回目の質問は以上であります。答弁の方、よろしくお願いします。

和田博之議長 ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。岡田教育部長。

岡田教育部長 川端議員の「早寝・早起き・朝ご飯運動について」、お答え申し上げます。

議員ご指摘のとおり、子供たちが健やかに成長していくためには、適切な運動、調和のとれた食事、十分な休養・睡眠が大切だと考えております。そこで、本町では、平成18年度の学校教育の取り組み、重点課題として、「早寝・早起き・朝ご飯運動」を進めており、各学校を通じて、早寝・早起き・朝ご飯の大切さを指導しております。

まず、子供たちの生活や食の実態を把握するため、9月に、町内の各小・中学校・園所で、早寝・早起き・朝ご飯アンケートを実施しました。結果、年齢が高くなるにつれて、朝食をとらないで学校に来る児童・生徒が増加していました。朝食もお菓子やラーメンといった食事内容が不十分な児童・生徒もいました。そのため何かできることはないかと、岬町地域教育協議会の学校づくり委員会の教職員、栄養教諭、養護教諭、保護者が中心となって、子供たちの基本的生活習慣の確立をねらいとした食の指導について、話し合いを進めてまいりました。

今年度は、朝食の大切さをアピールするために、「朝食モリモリみさきっ子」として、おすすめ朝ごはんレシピを各小・中学校・園所で募集しました。朝食メニューを考え、つくる、食べるという過程で、食事をつくることの楽しさや、食品を選び、組み合わせることの大切さを知り、朝食の大切さを強く認識することを目的としました。おすすめ朝ごはんコンテストに向けて、各学校では、家庭科の授業に取り入れたり、PTAに呼びかけたりしております。そして、11月

11日に行われたふれあい教育フェスタでは、おすすめ朝ごはんレシピの入賞した児童や保護者の表彰式を行い、また、レシピ集も作成し、食の大切さを広めることができました。

子供のころから規則正しい栄養バランスのとれた朝食をとることは、睡眠や運動とともに健康な生活習慣づくりの基本であります。今後も引き続き、岬町保健センターの保健師や泉佐野保健所の栄養士の方々にも指導していただきながら、子供の基本的な生活習慣の確立や、生活リズムの向上につながる運動を積極的に展開していきたいと思っております。

以上です。

和田博之議長 白井住民部長。

白井住民部長 お答えいたします。私の方からは環境につきまして3点、循環型社会推進委員会の設置について、循環型社会形成推進交付金の活用について、そして、廃食用油の回収について、その3点についてお答えさせていただきます。

まず、1点目の環境型社会推進委員会の設置についてでございます。廃棄物の減量やリサイクルの推進など、私たちが直面している環境問題に対応するため、廃棄物処理法の改正、各種リサイクル法の整備を初め、これらを網羅する環境型社会形成推進基本法も制定されたところでございます。また、これらの法律の改正にあわせまして、本町では、廃棄物の発生抑制及び適切処理などを推進することを目的とした、岬町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例を制定したところでございます。

こうした法律や条例では、国、地方公共団体、事業者及び住民の役割分担や責務を定め、一体となって環境問題に取り組んでいくこととしておりますが、今、最も重要視されていることは、地域で暮らす住民が無理なく参画ができ、継続して取り組むことができる持続可能な環境対策が基本であり、これが環境問題に対する地域住民の意識改革や環境の改善に向けた行動につながると考えられております。

このような背景を踏まえまして、環境問題に取り組む各地方公共団体では、廃棄物の減量化やリサイクルの推進を図る方策を協議し、循環型社会の形成を目的とした住民参画型の審議組織を設置する団体が多く見受けられております。

こうした中、本町では、ごみの減量化を目的としたごみ有料化や、ごみの分別の見直しを計画しているところでございます。その見直し案の決定につきましては、地域住民の意見を反映した内容であると考えておりますが、しかし、その見直し案はあくまでも行政側が主体となって作り上げた見直し案であり、毎日家事に携わる住民の方々や環境ボランティアなどの意見が直接反映した内容であるのかの意見に対しては、十分に説明できない状況でございます。

こうした状況に対応するため、今後、本町の廃棄物処理条例に規定する廃棄物の減量等に関する事項を審議する審議会の設置及び廃棄物減量等推進委員の委嘱を早期に行い、地域住民が広く参画し、議論し、そして、地域住民の意見が反映した持続可能な計画に基づき、地域住民とともに環境問題に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、循環型社会形成推進交付金の活用についてでございます。環境省におきましては、今勤めております環境型社会形成推進という目的のため、今後とも、廃棄物処理施設整備補助金制度の存続が必要と判断し……。

失礼いたしました。環境の関係の発言でございますけれども、循環型社会形成推進交付金でございます。申しわけございません。回答を続けさせていただきます。

環境省は、今進めております循環型社会形成推進という目的のため、今後とも廃棄物処理施設整備補助制度の存続が必要と考えておきまして、補助金から、より弾力的な運用が可能な交付金に形を変えまして、循環型社会形成推進交付金制度を創設したところでございます。

この交付金制度は、廃棄物の3R、すなわちリサイクル、リユース、リデュースを総合的に推進するため、市町村が自主性と創意工夫を生かしながら、広域的かつ総合的な廃棄物処理・リサイクル施設の整備を推進することにより、循環型社会の形成を図ることを目的としたものでございます。

また、交付金は、人口5万人以上、面積400平方キロ以上の計画対象地域で構成する市町村が、国及び都道府県とともに循環型社会形成推進協議会を設け、構想段階から協働し、3Rの推進のための目標と、それを実現するために必要な事業を記載した、おおむね5カ年の循環型社会形成推進計画を策定し、この計画に基づき実施される事業の費用について交付されるものでございます。

さて、本町において、この交付金制度の活用を検討してまいりますと、まず、本町単独では、人口及び面積要件から交付対象地域とはならず、阪南市を含めた近隣自治体と循環型社会の形成を進めるための施設整備など、各市町の役割分担を協議し、それらを踏まえ循環型社会形成推進協議会を設置並びに計画の策定を行う必要があります。

こうした中、近隣の阪南市の現状は、ごみ処理につきましては泉南市と一部事務組合を組織しており、本町が今後必要とするプラスチック類を資源化するリサイクル施設については、既に整備を終えている状況など、本町が、この交付金制度を活用するには多くの課題があります。

しかし、減量化に向けた施設整備が急務となっている中、また、本町が置かれている厳しい財政状況を考慮すると、今後、この交付金制度の活用を必要とする状況にあると考えるところでござ

ざいます。よって、この交付金の対象となる地域の拡大や近隣市町村が今後必要とする循環型社会の形成に必要な施設などの内容を調査し、交付金制度を活用する方策を検討してまいりたいと考えているところでございます。

次に、廃食用油の回収についてでございます。一般家庭で使い終えた食用油の処理については、いろいろな問題を抱えております。例えば食用油を新聞紙に吸わせて燃えるごみに出しても、高温による焼却炉の傷み、また、二酸化炭素の排出の増加を招くと言われております。また、台所の排水口から流しますと、排水パイプや下水管の詰まり、下水道処理場での汚水処理に支障が、また、排水路から流れた油が、川や海を汚染する原因となるなど、各市町村ではその対策に頭を悩ましているところでございます。

この廃食用油をリサイクルする方法といたしまして、廃油石けんや廃油肥料の材料とするなど、従来から地域の活動団体で取り組みがなされておりました。しかし、このような取り組みでは、廃食用油のリサイクル量も限りがあり、また、リサイクルした石けん等の利用拡大にも課題が見受けられるなど、新たな再利用の方策を検討する状況になっているところであります。

こうした中、廃食用油にメタノールを反応させ、軽油代替燃料を精製できる方法が確立されております。この代替軽油は、石油から精製した従来の軽油に比べまして、有害物質の排出量が極端に少ない利点に着目し、この軽油を精製する目的で、廃食用油を回収する地方公共団体や民間業者もあらわれてきている状況でございます。このような背景を踏まえまして、本町におきましても、この廃食用油の定期的な回収制度の導入が、環境問題を改善する施策の一つであると考えております。

また、この回収制度の導入に当たりましては、回収容器の設置場所、回収に係る地域住民との協力体制、また、専門業者との調整等、多くの問題点が想定されておりますが、先進自治体の事例を参考にしながら、早期の導入に向け検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

和田博之議長 岡田教育部長。

岡田教育部長 川端議員の公共施設に緑のカーテンを設置するご質問についてお答え申し上げます。前段で、小・中学校の環境教育についてご説明し、後半、緑のカーテン事業について、学校で取り組むことが可能かどうかをお答えしたいと思います。

学校では、総合的な学習の時間、生活科や理科の授業で環境教育を行っております。小学校では、1年生はアサガオの観察、2年生は各自のプランターで、ピーマン、ピーナッツ、トウモロコシ、ナスビ、枝豆、シソなど、また、地域の方々の農園で、ジャガイモ、サツマイモなどを育

てています。3・4年生も、トマトやキュウリ、ゴーヤ、カボチャを、5・6年生は、インゲン豆やお米など、どの学年も野菜づくりを行っています。また、全学年において、収穫した野菜やお米を使って料理づくり、おやつづくりも行いながら、食べ物に対する感謝の気持ちも育てられるように学習を進めています。

また、環境エネルギー教育として、4年生は、牛乳パックリサイクル運動を全校で展開している小学校もあります。2月には、リサイクル工場リバースを見学して、トイレトペーパーと交換してもらったりしております。また、6年生では、理科で「わたしたちの暮らしと環境」の単元で、「暮らしと水」、「暮らしと空気」について学習をします。海や河川の汚れをなくす取り組みとして、下水処理の大切さなど、また、石油などを燃やすことによる地球温暖化問題や酸性雨の問題、また、光電池で走る電気自動車の開発などの取り組みを学習しています。岬町の自然の豊かさ、美しさを学習することで、自然や環境を守ることの大切さを学び感じ取っています。また、岬中学校では、毎年、3年生の3学期に、調べ学習で個人のテーマを決めて、環境問題についてリーフレットをつくり、取り組んでいます。このように、岬町内の小・中学校では、環境問題について積極的に学習を深めているところでございます。

議員のご提案の件で、緑のカーテンの省エネ効果は、一般のガラスの遮光率は15%、緑のカーテンで窓を6割覆うと、遮光率は80%にもなり、その効果は絶大で、室内の気温が下がるので、エアコン使用の省エネにもなると言われています。また、議員のご指摘のとおり、身近に自然と触れ合え、植物を育て、観察する楽しみができ、二酸化炭素のCO<sub>2</sub>の発生を削減することができるので、地球に優しく、電気代の節約にもなります。この緑のカーテンを児童・生徒の手でつくることは、環境ということを考えさせるきっかけになり、意義のあることだと言われています。しかし、緑のカーテンを学校の中に設置するためには、土づくりや消毒、ツルの誘引、かなりの水やりなどが必要になってきます。緑のカーテンをうまく設置させるのは、かなりの手間がかかるのも現状ですので、今後、緑のカーテンの実施について研究をしてみたいと思っております。

以上です。

和田博之議長 中口総務部長。

中口総務部長 公共施設に緑のカーテンを設置するという事について、お答えいたします。

現在、地球温暖化やヒートアイランド現象などの環境問題が大きく地球環境を悪化させようとしている中で、自然に優しい太陽光発電、風力発電、壁面緑化、いわゆる緑のカーテン、また、屋上緑化等の普及が期待されておるところでございます。

岬町の地域においては、森林が80%を占め、残り20%が住宅用地及び商業地域で、海にも面した地勢であり、大阪府内では、環境面で特に恵まれた町でございます。

また、今日の社会を取り巻くヒートアイランド対策で、一番効果的なことは、一人一人や各家庭が日常的に取り組むことが最も大切であるというように考えております。このように一人一人の心がけが積み重なり、大きな効果を生むと予想されます。

そこで、議員の質問の公共施設に壁面緑化のため、植栽等で緑のカーテンを設置することにつきましては、省エネルギーの効果があると思われませんが、維持管理としては、土づくりに始まり、植栽の剪定、消毒等経常的な管理が必要となってくることにより、経費面の発生が予想されること等を勘案いたしますと、慎重な検討が必要ではないかと考えております。よって、先進団体の事例等の取り組み状況や情報収集に努めて研究してまいりたいというように考えております。

なお、今後、町の事業実施に当たっては考慮してまいりたいというように考えております。よろしくお願いたします。

和田博之議長 松永事業部長。

松永事業部長 遊休農地の活用でバイオディーゼル燃料の取り組みをすることについてという、川端議員のご質問にお答えいたします。

岬町におきまして、住民の高齢化、人口の減少が問題となっている中、農家の現状も同様に、担い手の不足と高齢化で遊休地がふえ、雑草が生い茂っている農地が目につき、厳しい環境に置かれているのが現状であります。遊休農地解消のための展望でございますが、魅力とやりがいのある農業経営の育成を図ることが必要と考えております。

今後において、農業経営基盤の強化を図るための措置として、農の基礎である農業者を初めとした多様な担い手を育て、農空間を守り、生かすような基本的な構想として、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を現在策定中であります。

構想の主な内容といたしましては、効率的かつ安定的に農業経営が行えるように、農業経営の指標や農地利用の集積に関する目標、遊休農地の農業上の利用の増進に関する事項等について検討しております。この基本構想をもとに、農業が魅力とやりがいのあるものとなることにより、遊休農地の解消を図ってまいりたいと考えております。

次に、BDF利用促進事業についてでございますが、今年度より、BDF、いわゆるバイオディーゼルフューエル、燃料ですね、の利用促進事業を大阪府が実験事業として、府下22地区で、市町や地元の土地改良区、学校等と連携し、菜の花を栽培して、実証実験に取り組んでおります。

事業の背景には、府民の環境に対する関心の高まりや、企業の環境分野における社会貢献、遊

休農地の増加等があります。事業の目的としては、農の分野からバイオマスの利活用と豊かな環境づくりを推進することができ、遊休農地等においても、農家を初めとする府民、企業等との連携のもと、菜の花栽培からバイオディーゼル燃料利用までの社会実験の実施により、期待される効果といたしまして、遊休農地、未利用地の有効活用やエネルギーと作物を結びつける新たな農業の振興、環境学習の推進などが期待されます。

堺以南の泉州地域では、議員お示しの貝塚市を初め6地区、面積にしまして10.7ヘクタールの栽培が進められ、地元団体に対して土壌改良や遊休地の起耕、施肥等を行うための費用として、10アール当たり5万円を支払われております。

本町におきましても、今年度、実施しております実証実験の結果を参考に、採算性や問題点を検証し、実施可能であると考えられる場合は、遊休農地の解消と景観の保全に努めるためにも、事業の取り組みに向けて、大阪府、地元関係団体と協議、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

和田博之議長 川端啓子君。

川端啓子議員 ありがとうございます。

早寝、早起き・朝ご飯運動なんですけども、食が人をつくると言っても過言ではないと思います。いじめなど、いろんな問題も基本的な生活習慣を正す、生活習慣の拡充の中から、そういう問題も解決していけるんじゃないかと、私はそのように思っています。ただ、これを持続していくということが、学校でもちょっと聞いたところでは、ずっとやってても、夏休みになって、またもとに戻ったとか、いろいろそういう問題があるそうです。だから、やっぱり常に、これをお互いに意識していくというのかな、ということが非常に大事かと思います。そこにいろんな問題の解決があると私は思いますので、そういう取り組みをしていただけるよう、要望しておきます。

あと、循環型社会推進委員会は、きちっと設置して、幅広い住民の意見が反映できるようにしていくということを答弁いただきましたので、速やかに実施して、ごみ減量化に、さらなる推進ができるよう願っております。

あと、廃食用油の回収についても、できるだけ早期に実施できるよう要望しておきます。

あと、先ほどの環境教育の緑のカーテン事業なんですけども、本年実施された吹田市の佐竹台小学校に私行ってきました。NPOさんが委託されて、ずっとお世話されたんですけども、どれぐらいの手間がかかったのかということ聞きに行ってきました。かなり本当に大変なボランティアの思いでお世話されたというお話を伺ってきました。また、校長先生のお話も伺いながら、この緑のカーテン事業を通して、環境教育が進み、本当によかったと。何よりも教室の温度が下

がって、残暑厳しい、ことしは本当に残暑厳しかったけども、この高原のさわやかさで勉強ができたので、それでもって学習意欲に効果があらわれたという、すごく喜びの声を聞いてきました。

先ほど部長答弁の中で、この事業を実施するには、かなり手間暇がかかるので、それができるかどうかということやと言われてました。それについて、私、当町では、地域で自主的に活躍する団体が、たくさんボランティア関係の方がいらっしゃるの、その代表の方にも、もしも、こういうことの委託を受けたときにはしていただけるんですかということをお聞きしてきましたら、その方が、自分とこにはこういったノウハウを持った方がたくさんいるので、そのノウハウを生かして、全面的に協力しますから、いつでも言ってきてくださいというお答えも聞いてきますので、先ほど、研究していくということを部長は言われてましたので、答弁して下さるんでしたあれですけども、私としては、なかなか町が持ち出してのことは、これから事業できないと思うので、それでこうした府の助成金を使い、また、それをお世話するボランティアの方もいる。あとは、言うたら、学校がこれをするかしないかというところに問題があるかと思います。その辺は、また教育委員会の方で、また学校の方に指導していただけたらなと思いますので、私としては別に答弁は結構です。

ありがとうございました。

和田博之議長 遊休農地の活用もよろしいですね。

川端啓子議員 いいです。もし答弁して下さるんでしたらあれですし。

和田博之議長 岡田部長。

岡田教育部長 川端議員の再質問にお答えします。

議員が直接出向かれて吹田市の事例を研究してきていただき、その効果もお聞かせいただきましたので、また、ボランティアの方の全面的な協力もいただけるというふうにお聞かせいただきましたので、実施につきましては、今後、学校やボランティアの方々と話し合いを持ちながら、検討してまいりたいと思います。

以上です。

川端啓子議員 よろしく願います。ありがとうございました。

和田博之議長 川端啓子君の質問が終わりました。

お諮りいたします。暫時休憩いたしたいと思えます。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。暫時休憩することに決定いたしました。

休憩いたします。再開は1時15分、よろしく願います。

(午後0時15分 休憩)

(午後1時15分 再開)

和田博之議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、奥野 学君。

奥野 学議員 議長より一般質問の許可をいただきましたので、町政の課題について、順次質問させていただきます。

1点目は、これからの福祉のあり方についてお尋ねいたします。

我が国においては、伝統的な家庭や地域社会における相互扶助機能の弱体化、また、住民相互の社会的つながりの希薄化が指摘されて久しくなります。当町も例外ではなく、都市部ほどではないとはいえ、そのような傾向にあることは否めないところであります。また、少子・超高齢化が到来する一方、成長型社会は終えんを迎え、岬町を取り巻く経済、地域にも明るい兆しは見られず、個人所得も落ち込んだままというのが現実だと思えます。

このような中で、障害者や高齢者、子育て世代など支援を必要とする者にとっては、非常に厳しい状況が続いており、町の福祉施策への期待も高まっているものと存じます。しかしながら、当町の財政は危機的な状況にあり、福祉の充実どころか、これまで実施してきた事業も見直し、あるいは廃止を検討せざるを得ない状況にあるのではないのでしょうか。国も地方も多額の長期債務を抱え、社会保障財源の捻出に苦しむ中、これまでのように行政が公費を投入し、社会的弱者へサービスを給付する手法には限界があると考えます。

一方、岬町では、民生委員さんや社会福祉協議会さんを初め、多くのボランティアの方々の地域での活動が顕著で、大いに勇気づけられているところであります。また、NPO法人さんや子育て支援グループなどの活発な活動も忘れてはなりません。このような活動、熱い思いをもって広げて、地域住民がお互いに支え合う福祉のまちづくりを進めることを検討してはどうでしょうか。

また、現在、全国で介護に疲れた夫が妻を殺害する事件が相次ぐなど、高齢者介護をめぐる殺人や無理心中、虐待のニュースが後を絶ちません。家庭で行われてきた介護を社会全体で担うことを目指して、2000年に介護保険制度が導入され、ことし4月に施行された改正介護保険法や高齢者虐待防止法でもさまざまな防止策が講じられました。しかし、介護悲劇がなくなるというのはなぜでしょうか。岬町においても例外ではありません。

私は、孤立した世帯を見つけるには、地域の目をどれだけふやせるかがかぎを握るのではない

かと考えます。この点からも、次の計画が必要であると考えます。

大阪府内のほとんどの市町村では、地域福祉計画というものを策定済み、あるいは策定中と聞き及んでいます。計画の策定に当たっては、住民が直接参加し、それぞれの地域で住民活動について話し合いを進められたそうです。地域福祉計画の策定を通じて、地域住民が自発的に参加し、人々が手を携えて、生活の拠点である地域に根差して助け合い、だれもが人らしい、安心で、充実した生活を送れるような社会福祉の仕組みづくりを進めることを提案します。

福祉部長のご所見をお伺いいたします。

次に、土砂採取跡地への事業者誘致についてお尋ねいたします。

このことについては、既に先月末を期限に、多目的パートナー事業者の募集が行われ、ことし中にも進出候補事業者が決定されるとお聞きしています。さまざまな課題を解決して、多くの事業者が多目的公園の整備に参加していただき、岬町の活性化につながれば申し分のないところがあります。

しかし、私には大きな懸念が一つあります。あの、いわゆる土採り跡地は、造成工事が進められてきたとはいえ、都市計画法上は市街化調整区域であるということです。多目的公園の整備を図るためには、上水道を初め各種インフラ整備を進める必要はもちろんありますが、それを進めるとしても、建物の建築、事業者の進出について大きな制約はないのでしょうか。

10月30日付で、第二阪和等プロジェクト推進課より発表のあった資料によりますと、産業集積促進地域に指定した食の加工ゾーンと農・食の生産ゾーンの2つのゾーン指定がなされています。一般住民の方々の中には、どのような企業でも誘致できるかのように思っている人が数多くおられるように思います。そこで、市街化調整区域にどのような施設、事業所の進出が可能なのか、事業部長にお伺いいたします。

和田博之議長 ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。芦田福祉部長。

芦田福祉部長 奥野議員のご質問にお答えします。

私の方からは、2点の質問のうち、これからの福祉のあり方についてお答えさせていただきます。平成12年6月に、社会福祉事業法が改正されました。社会福祉法という法律そのものの名称も変わりました。その際に、同法第4条に、新たに地域福祉の増進が位置づけられるとともに、同法第107条に、地域福祉計画の策定が規定されました。この地域福祉計画の策定は、市町村の裁量にゆだねられていますけれども、総合計画に即した、いわば福祉の総合計画版とも言うべきもので、その策定に当たっては、あらかじめ住民や社会福祉活動を行うものの意見を反映させるために必要な措置を講じるとともに、その内容を公表するものとされています。

議員ご指摘のとおり、だれもが住みなれた家や地域で、自分らしく、自立して、健康に暮らしたいという願いを実現するためには、従来の福祉サービスだけでは不十分な面があります。従来のサービスでは、公平性にこだわるために、地域性や個人差が考慮されず画一的であること、制度や基準に該当しないものは救済されないこと、財政状況によりサービスの質や量が変動すること、サービス利用者に対してのきめ細かい総合的なサービスが提供できないことなどが、その限界として指摘されているところです。

介護保険制度あるいは高齢者の一般施策等の公的サービスに加えて、住民同士による助け合いのシステムが充実していれば、私たちはより安心して暮らすことができます。

今後、ますます進むであろう少子・高齢化や核家族化などにより、もはや行政や家族だけで介護や子育てなどを担うことは困難と言えます。地域の問題や課題を自分のこととしてとらえる。地域住民と行政、事業者による地域での協働の取り組みを強化していく必要があると考えます。

地域福祉計画は、もちろん行政計画でありますけれども、住民の参加や協力により策定されるべきものであり、住民がその担い手となり、あわせてその成果について、みずからその評価者となるべきものであります。そのような特徴を持つ地域福祉計画の策定を通じて、地域福祉の推進に努めてまいりたいと考えています。

以上でございます。

和田博之議長 松永事業部長。

松永事業部長 多目的公園用地への企業誘致についてお答えいたします。

多奈川地区多目的公園は、土地利用の法規制上、市街化調整区域となっております。市街化調整区域につきましては、市街化を抑制すべき区域として、開発行為は原則として抑制されております。都市計画法上で認められた施設しか開発を行うことはできません。

市街化調整区域で進出が可能な施設につきましては、都市計画法上、農産物の加工施設を含む農林漁業施設、観光資源等の有効な利用上必要な施設、レクリエーションのための施設、特定業務流通施設、介護老人保健施設、公共施設などに限定されております。

多奈川地区多目的公園では、基本コンセプトを定め、その中で、事業者には資源循環型の事業活動を実践し、安心・安全な食の生産・加工を行っていただける役割を求めており、進出事業者の公募に当たっても、この基本コンセプトに沿った事業活動を行っていただける事業者であることを応募の基本条件といたしております。

したがって、基本コンセプトにあった食・農の生産・加工を事業活動内容とされる事業者であれば、多目的公園内の事業活動ゾーンに進出していただくことができるということになって

おります。

以上でございます。

和田博之議長 奥野 学君。

奥野 学議員 ご答弁ありがとうございました。

先ほど、福祉部長のご答弁によりますと、地域福祉計画の策定を検討いただけるというご回答をいただきました。地域福祉計画の策定の時期はいつごろをお考えでしょうか。そして、作成に当たっての留意事項はどのようなことなのか、改めて福祉部長にお伺いいたします。

次に、企業誘致といいましても、かなりのエネルギーが必要であります。岬町の再生には土砂採取跡地と多奈川発電所跡地の2カ所にあるわけであります。財政の視点からシミュレーションしてみましょう。今年度で土砂採取跡地の2つのゾーンの土地をすべて売却した場合、また、すべてを賃貸借した場合、岬町にどれだけの歳入が見込まれるのでしょうか、お伺いいたします。

そして、私は次のことを提案いたします。企業立地推進員の募集と企業誘致成功報酬制度であります。全国各地で誘致合戦が繰り広げられているわけありますので、企業立地推進員をふやし、多くの情報を得ることが先決であります。そして、企業誘致が成功した場合は、一定の基準でもって成功報酬をお支払いするといったものであります。

最後に、岬町としての企業誘致システムのお考えを事業部長にお聞かせいただきたいと思えます。

そして、土砂採取跡地の整備コンセプトは、公共と民間が協働で創造する新しい多目的公園とされています。民間事業者の進出に大きな制約があるとすれば、どのような手法をもって、働き、学び、憩える、新しい里山空間を創造されようとしているのか、石田町長のご所見をお伺いいたします。

以上で、私の提案及び質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

和田博之議長 芦田福祉部長。

芦田福祉部長 奥野議員の再質問にお答えします。

策定期間の問題と策定に当たっての留意事項でございます。地域福祉計画につきましては、来年度からその策定に取り組むべく、進め方について検討してまいりたいと思えます。計画策定に当たりましては、住民主体の計画づくりを目指したいと考えています。これまで町はさまざまな法定の計画を作成してまいりました。ただ、いずれも策定に当たっては、時間的な制約があったこともあり、しかし、その中で最大限の住民の意見を取り入れるという手法として、対象者の意見のアンケート、その分析、計画策定委員会の関係者や住民代表の参画という方法で策定してき

たところであります。

今回の地域福祉計画につきましては、地域の福祉という自分の身の回りの課題から、住民自身が問題を提起し、その解決方法をつくり出すという新しい手法であります。これは、住民主体の計画づくりのモデルになり得るものと考えています。このため、地域福祉計画の策定については、単年度事業にかかわることなく、2カ年程度の事業期間を確保して取り組む課題と認識しているところであります。

以上でございます。

和田博之議長 松永事業部長。

松永事業部長 奥野議員の質問、どれだけの歳入が見込まれるのかと、あと、アクセス数と、それから、企業誘致システムについて、お答えさせていただきます。

まず、1点目の多目的公園の事業誘致エリアの売却または賃貸した場合の歳入見込みでございますが、土地の鑑定調査が行われておりませんので、正確な額を算出することはできませんが、概算額でお答えさせていただきます。すべてを売却するケースにつきましては、募集要項で提示しております分譲の参考価格、1平方メートル当たり6,000円で試算いたしますと、約20億円の売却額となります。誘致助成金を除きまして、財産区から町に繰り入れられる額は約7億円となる見込みです。そのうち約3億円が管理基金に積み立てられますので、約4億円が町収入となる見込みでございます。なお、誘致助成金は、売却面積により助成割合が変更されますので、事業者ごとの売却面積によりまして、収入見込み額が変わってまいります。また、すべてを一般借地として賃貸借するケースにつきましては、募集要項で提示しております一般借地の参考価格は、1平方メートル当たり150円でございますので、この金額で試算しますと、年間約5,000万円の賃借料となり、財産区から町に繰り入れられる額は、年間約2,500万円となる見込みです。そのうち約1,000万円が管理基金に積み立てられますので、年間約1,500万円が町収入となる見込みです。

一方、すべてが農地利用の借地の場合は、年間約670万円の賃借料となり、財産区から町に繰り入れられる額は、年間約330万円となる見込みです。そのうち約130万円が管理基金に積み立てられますので、年間約200万円が町収入となる見込みです。

次に、2点目のパートナー事業者の募集のアクセス数でございますが、募集の窓口である多奈川地区整備促進協議会事務局では、アクセス数のカウントは行っておりませんでしたので、件数は確認できませんが、今回の募集に対しましては7件の応募があるということが、先日の委員会でもお話をいただいたとおりでございます。

3点目の企業誘致システムにつきましてはですが、本町では、企業誘致条例の充実や大阪府の産業集積促進地域の指定による大阪府の優遇制度の活用など、企業誘致優遇措置の充実を図り、PRパンフレットの作成、町ホームページへの優遇措置内容の掲載、大阪府企業誘致推進課や東京事務所へのPRなどを行ってまいりました。

企業誘致システムにつきましては、9月定例会の一般質問で、反保議員からも町のサポーター制度の提案をいただいております。今回、ご紹介をいただきました企業立地推進員、企業誘致成功報酬制度につきましても、参考事例として検討を行わせていただきたいと思いますと考えております。

企業誘致の地域間競争が厳しさを増す中で、各自治体は誘致活動を積極的に行っており、本町におきましても、誘致を成功させている団体の事例を参考にさせていただき、企業誘致システムを構築し、積極的に企業誘致活動を行ってまいりたいと考えております。

和田博之議長 町長、石田正弘君。

石田町長 奥野議員のご質問にお答えさせていただきます。

この土砂採取跡地につきましては、将来の岬町の発展に資することを目標にいたしまして、跡地利用の検討を行ってまいりまして、公共と民間事業者、そして府民の協働作業により、先ほど議員もおっしゃられましたように、働き、学び、憩える、新しい里山空間の創造、これを基本コンセプトに定めまして、多目的公園としての整備を行うことといたしております。

そして、この多目的公園の事業活動ゾーンには、地域の一員として、新しい里山空間の創造に参加し、資源循環型の事業活動を実践して、安全で安心な食の生産・加工を行っていただける事業者に進出していただきたいと思いますと考えております。

ただ、第二阪和の延伸のおくれ等々、交通アクセスの問題、また先ほど議員からのご指摘のありました水道インフラの問題等もあり、事業者の誘致は非常に厳しい状況ではございます。ただし、このような状況の中でも、先月実施いたしました多目的公園パートナー事業者の事業提案の公募には、7件の応募をいただいた結果となっております。

今後は、この事業提案をもとに審査を行っていくこととしておりますが、基本コンセプトに沿った事業活動を行い、地域振興に寄与する事業者に進出していただきたいと思いますと考えております。今回のこの公募によりまして、すべての事業活動ゾーンに事業者の進出が決まらなかった場合、これにつきましては引き続き、大阪府とともに事業者の誘致を行ってまいりたいと考えております。

また、この多目的公園には、岬町固有の植生を回復させる日本最大規模の約2ヘクタールに及ぶピオトープの整備もただいま進んでおりますし、また、スポーツも行える多目的広場が整備していく予定になっております。

また、府民やNPOによるボランティアを活用した公共と民間、これの協働の管理スタイルを創出して、新しい里山空間の創造を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

和田博之議長 奥野 学君。

奥野 学議員 いろいろとご答弁いただきました。これからいろいろ課題がたくさんあるかと思いますが、ともに汗をかいて頑張っていきたいと思います。これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

和田博之議長 奥野 学君の質問が終わりました。

次に、岡本重樹君。

岡本重樹議員 議長の許可を得ましたので、2点について質問をいたします。

まず1点目は、財政再建団体転落防止に向けた歳出の削減について、お尋ねをいたします。

長年にわたる岬町の財政危機の中、これまで、人件費、物件費、また議会においては行財政改革委員会を設け、さまざまな削減、縮減に努めてきたところですが、依然、深刻な財政状況が続いております。このような状況の中で、本町の人口の減少、財政の落ち込み等を考えると、平成21年度には累積赤字が8億円を超え、財政再建団体に指定されるおそれがあります。人件費、物件費等の削減で、どの程度の効果額があるのか、この局面を乗り切ることができるのか。そのためには、今実施している行財政改革以上に、次年度の事業、とりわけ、今、継続している本町の主要な事業の見直しが急務であると思います。

先般より、テレビ、新聞等で、北海道夕張市における負債は360億円、これは一般会計、観光事業会計等4会計で360億円です。そのほかに三セクの負債とか、地方債の残高等を加えると、実に623億に上ると報道されております。このような状況に陥らないために、本町の250を超える事業をいま一度見直す必要があると思います。

例えば岬海岸番川線の拡幅、西畑線の土地の取得、消防署の改築・耐震工事等、イベントの開催、それから消防車の買いかえ等、今すぐにとりあえず事業でない事業の見直しが必要ではないかと思っております。この中には、絶対に落とせない事業もあるのは十分に承知しておるところです。また、健康ふれあいセンターの運営については、事業委託料6,980万円を支出していますが、利用される方が、岬町住民に限られていない状況から、料金体系の見直しや、附属施設の利用促進、有効利用を図る必要があるのではないのでしょうか。さらに、コミュニティバスについて、4,200万円の支出しております。これについても路線の運行形態や料金形態の見直しを図る必要があると思います。

財政再建団体に指定されると、まず、税金、住民税、固定資産税、軽自動車税、それから、上下水道料金、施設使用料、保育料等の値上げ、ごみ収集の有料化等、住民サービスの低下を招き、住民が大変な負担になると思います。財政再建団体指定という事態を避けるために、自主再建計画を示していただきたく思います。

それから、2点目ですが、ちょっと先ほどの質問と反する面もあるんですが、住民サービスの低下をさせない人員配置計画についてお尋ねをいたします。

本町では、昨年11月末までに23名、本年3月末定年退職、2名の退職者があり、4月に大幅な組織、機構改革を行い、職員の有効配置を行い、行政サービスに努められてこられたことと思います。しかし、臨時職員、嘱託職員の増加等に特徴づけられるように、職員の欠員に対する無理な人員配置が強く感じられます。やはり、正規職員を定期的に継続的に採用しなければ、職員の士気や、やる気の低下を招き、責任ある仕事ができないように思います。また、将来的に人員配置、年齢構成がいびつになり、逆ピラミッド型になるおそれが十分あると思います。このようなことを避けるために、定期的、計画的な職員採用を考えていただきたく思います。

以上2点について、質問をいたしました。行政の長である町長の方でお答えをいただきたい、このように思います。

和田博之議長 石田町長。

石田町長 岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

本町の財政は、議員もご指摘のとおり、非常に危機的な状況でございます。現在、集中改革プランに基づきまして、財政再建の取り組みを行っておるところでございます。そしてまた、17年度におきましては、一定の効果額も捻出したところではございますが、地価の下落に伴います固定資産税の下落等、歳入の減少がせっかく行った効果を吸収してしまって、実質の効果というのは、非常に小さくなってしまっているのが現状でございます。

今現在、19年度の予算編成の時期ではございますが、19年度予算編成に当たりまして、物件費の1割の削減を今年の目標に、現在、作業を行っているところではございますが、18年度の当初予算の物件費、これ一般財源総額約10億600万でございますが、理論的に申しますと、これの1割でございますから、約1億円程度の一般財源が削減できることになるわけなんです、しかしながら、現実のところといたしましては、これまでのマイナスシーリングによって、相当の経費の削減を既にもう行っているところから、大変厳しい状況下に置かれているのが現状でございます。

あと、議員の方から、いろいろな具体例を挙げてのご指摘を賜ったんですけども、まず、その

中の健康ふれあいセンターの運営の見直しでございますが、健康ふれあいセンターにおきましては、スポーツやレクリエーションを通じた健康づくりの場として、町の総合計画にも位置づけておりますように、その効率的な運営を図るために、平成18年度より22年度までの間、指定管理者制度の導入を行って運営を図っております。また、町営プールを廃止したことに伴いまして、学校授業で行うプール、これも良好な教育環境の確保という観点から、現在、ここのセンターで行っておりますので、そういった観点からも、現段階では休止というようなことは困難だと考えております。また、この経費負担の軽減を図るために、現在、大阪府に対しましては、振興補助金の申請手続を行っているところでございます。

あと、議員からの直接のご指摘はなかったんですけども、一番目につく一般会計からの繰り出しとしましては、下水道の特別会計の問題もございまして、この縮減をできないのかという議論もよくあるところではございますが、下水道会計につきましては、下水道整備の財源、主に国庫補助金と起債によって行っていますことから、事業の休廃止を行っても、直ちに償還額は減少して、効果があらわれないという仕組みになっております。18年度の予算でもご承知かと思っておりますけども、大きく考えてみますと、約3億3,000万少しの一般繰り出し、会計出てるんですけども、これと約2億5,000万円の町債の発行、これが下水道会計の歳入になっているわけですね。ただ、これが歳出となりますと、起債の償還、これで約3億6,000万、ですから、約3億の繰り出しがそのまま償還金に当たっている。そして、工事が約2億5,000万程度で行っておりますけども、これが起債によって賄われるという形でございまして、なかなかこの下水道会計については効果が出にくい状況かと思っております。

ただ、現段階の事業費平準化債の発行や事業の縮小によりまして、今後、平成20年度からにつきましてですけども、平成17年度の繰り出し金額の見込み額に比べまして、単年度で約3,000万程度の減額を見込むだけの事業の縮小は考えております。

町の財政再建に向けた全体的な見直しといたしましては、先ほど議員もご指摘でありましたように、250を超える、253の事業があるわけですけども、この事務事業評価をこれから行って、切る事業、休止する事業、縮小する事業、それも当然ですけども、ただ、そういった休廃止だけでなく、より効率的・効果的な実施というところも検討してまいりたいと考えております。

ただ、こういった評価による見直しに当たりましては、住民の皆様への説明責任についても、我々承知するところでございまして、今まで以上に、住民の皆さんの説明責任については果たしてまいりたいと考えております。ただ、これから国の三位一体改革の行方、また、地価下落によ

ります固定資産税の減少など、歳入の確保につきましては非常に不透明な状況にあります。財政再建の健全化、町財政の健全化は、総合計画に掲げておりますように、「笑顔あふれるいきいきタウンみさき」づくりには不可欠でございますので、将来にわたり住民の皆様の信託にこたえ得る行財政への体質改善に向けて取り組む所存でございますので、引き続きご理解、ご協力を賜りたいと思っております。

続きまして、第2点目のご質問でございますが、職員数でございますが、5年前、平成13年の4月は221名の職員を有しておりました。それが現在186名という形で、現在行っております。これは岬町の定員管理計画の目標数値であります平成19年度には、これ、15年度に策定した計画でございますが、平成19年度には、職員数191名とするという計画をしておりました。また、平成17年度に策定しました集中改革プラン、この目標数値であります、平成22年度には186人という数値を既に達成している状況でございます。

ただ、これからの職員採用につきましては、地方分権などの状況から、必要な職種を適切に採用するという方針に基づいて、必要な職種について計画的に採用してまいっておりますし、これからはまたそういう考えを堅持していきたいと思っております。

特によりすぐれた人材を確保するために、初任給は大阪府下の市町村で遜色のないものとし、給食調理員、保健師、社会福祉士、保育士などの専門職を中心に確保いたしております。ただ、これによりまして、ラスパイレス指数の方が高くなるという要素が生じてきており、特に経験10年未満の職員のラスパイレス指数が高い状況ですが、ただ、こういった経験のある資格の持った職員が、現在、我々の職場で大いに活躍しているところも、また事実でございます。

岬町のラスパイレス指数につきましては、平成17年度は93.4ポイントでございましたが、今年度の見込みは、ラスパイレス指数の対象となる給料の減額措置、今まで管理職は5%、一般職4%の給料減額をいたしておりましたが、これを見直した結果、平成18年度4月の給与構造改革に基づいたラスパイレス指数の対象とならない地域手当で人件費の抑制を行っていることで、平成17年度に比べますと約5ポイント上昇してしまい、大阪府下の町村ではトップになることが見込みまされております。

ただ、昨年の大量の職員の減少によります住民サービスの低下の懸念及び人員計画、これにつきましても、現在実施しております集中改革プランだけでなく、事務事業評価を新たに実施しておりますので、事業の内容を精査して、組織機構の見直しに反映させ、財政の健全化との整合性を保ち、効率的な職員配置を計画し、行政が担うべき住民サービスの維持に、これからは努めてまいりたい所存でございます。

以上でございます。

和田博之議長 岡本重樹君。

岡本重樹議員 余り質問に関係ないんですが、まず1点目の質問の中で、今、岬町の高齢化率、もしか関係の部の方わかったらお教え願いたいな、このように思います。

それから、2点目の質問ですが、経験10年未満の職員のラスが何で高いんか。それもちょっと詳しく説明を願いたいなと、このように思います。大体で結構です。

和田博之議長 芦田部長。

芦田福祉部長 高齢化率、ことしの4月現在で25%です。

岡本重樹議員 それから、2点目、ラスの高い原因。全体に高いんやったらわかるねんけど、10年未満が高いという町長の答弁があったから、なぜ高いんやと。わからなかったらよろしいわ。

和田博之議長 古田理事。

古田総務部理事 ちょっと手元に詳しい資料はございませんけれども、初任給が非常に高いということと、あと昇任ですね、昇給の期間を短縮等いたしておりますので、高くなってございます。

和田博之議長 岡本重樹君。

岡本重樹議員 それでは、要望事項を町長にお願いをして、私の質問を終わりたいと思います。

まず、早急に具体的な数字をあらわしていただいて、何年で、どのくらい自主再建できるんやとか、新規採用が定期的にどのくらいやったら採用できるんかとか、そういうのを具体的な数字で、今は結構ですので、早急にあらわしてほしいなと、このように思います。

以上で、私の質問を終わります。

和田博之議長 町長の方で、最後の資料請求、後日、岡本重樹さんに提出するように、ひとつ申し添えておきます。

岡本重樹君の質問が終わりました。

次に、中原 晶さん。

中原 晶議員 日本共産党の中原 晶です。

昨日、来年度の町政運営と予算編成に当たっての要望書を町と教育委員会に対して提出いたしました。政府の進める構造改革路線によって、住民の皆さんは、住民税の増税を初め、医療や介護などの新たな負担を押しつけられています。また、三位一体改革の名で、国の責任で行うべき国庫補助金を縮小・廃止し、地方交付税を削減することで大幅な住民サービスの切り下げが行われています。

岬町でも、集中改革プランの名のもとで、負担の公平性や受益者負担を口実に、各種公共料金の値上げなどが行われ、住民の皆さんの生活を直撃しています。地方自治体の本来の仕事は、住民の皆さんの安全、健康、福祉の拡充を目指して行うべきものです。住民の皆さんが社会保障の切り下げで、耐えられないほどの負担を強いられているときだからこそ、住民の暮らしを応援する町政運営が求められていると考えます。

その立場から、今回、予算要望のうち3点にわたって質問をいたします。1点目は、関西空港の土採り跡地事業について、2点目は、保育所の保育料について、3点目は、介護保険についてです。

1つ目の土採り跡地事業について質問いたします。

土採り跡地事業については、海釣り公園の整備と多目的公園の2つの事業があります。

まず、海釣り公園について質問いたします。この事業については、予算や計画の変更が大変多く、ずさんさを感じておりますが、住民の皆さんが不安に思っておられることの一つとして、海釣り公園の運営についてであります。本当に釣り客が来るのか、赤字にならないのか、赤字になったら住民負担がふえるのではないかという不安の声をよくお聞きします。その不安の声に、どうおこたえになるおつものか、町としての運営計画をお聞かせいただきたいと思っております。

次に、東畑の土採り跡地について質問をいたします。土採り跡地については、10年前に岬町多奈川地区整備促進協議会を大阪府と岬町とで設立し、関空の2期工事に伴う事業が進められています。多目的公園をコンセプトに、さまざまな事業展開を立案、推進されていますが、今回質問したいのは、企業誘致についてであります。先日、多目的公園内の事業活動への公募を行い、11月末で締め切られました。住民の皆さんの大きな関心時になっている養鶏場の進出を含めて、今現在の応募状況と今後のスケジュールをお聞かせください。

2つ目の保育所の保育料の改定について、質問したいと思っております。

先般、事業民生委員会では保育料の値上げが伝えられました。議場の場で改めて、その値上げの理由をお聞きしたいと思っております。保育料改定の手続についても保護者への説明もなく、一方的なものであります。この値上げの押しつけに対して、淡輪保育所の保護者会からの申し入れがあり、先日、説明会を実施したと聞き及んでいます。この説明会の中でも、保護者から、賃金が上がっていないのに、保育料だけをどんどん上げるのはやめてほしい、若い人が岬から出ていかにように子育ての支援をしてほしいなどの声が出されたと聞いております。この説明会についてですが、説明会をしたのは誠実な態度と考えますが、申し入れをされてから行うのではなく、行政から先に説明会を持って、保護者の理解を求めるのが当然ではないかと考えます。住民への説

明や理解、合意を得ることについて、今後留意していただきたいと思います。

また、なぜ保育料を条例に書き込んでいないのか、その理由をお聞かせいただきたいと思います。条例に書き込まれていないということで、議決事項にならないため、保育料の改定が委員会内での報告によって一方的に押しつけられ、議会の審議も経ないということに納得がいきません。答弁を求めます。

3つ目に、介護保険料について質問をいたします。

この4月から、介護保険については大きく制度が変わり、保険料についても大幅な値上げが行われたこと、その影響や問題については、これまでの議会でも取り上げてきました。今回は、新たに発生している問題を中心に質問をいたします。この10月から、介護保険料の特別徴収、年金からの天引きの範囲がさらに広がられています。10月から新たに年金から天引きされるようになった方は、どのような方でしょうか、お答えください。

また、4月からの保険料の値上げのもとで、高齢者の皆さんは、どのような実態のもとに置かれていると把握されているのか。この10月からの変化も踏まえて、お答えいただきたいと思います。

また、障害者控除について、9月議会で私が求めて、11月の岬だよりに、高齢者の所得税、住民税申告の障害者控除等について掲載されたことは評価いたします。問い合わせ件数と申請数をお示しいただきたいと思います。あわせて、ここで書かれている障害者控除の対象を具体的にお示しいただきたいと思います。

質問は以上です。答弁をよろしく願いいたします。

和田博之議長 ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。松永事業部長。

松永事業部長 中原議員の海釣り公園の運営についてと、それから、跡地の企業誘致の応募状況と今後のスケジュールについてという2点について、お答えをいたします。

まず、1点目の海釣り公園の運営についてでございますが、海釣り公園の運営につきましては、地域の振興施設として、地域の活性化につなげる運営のあり方を学識経験者、町内の各種団体の代表者の方々に委員として参画いただき、運営検討委員会を立ち上げ、検討してまいりました。検討委員会からは、効率的な運営が不可欠であり、指定管理者制度の適用が望ましいこと、海釣り公園、道の駅施設を一体的に管理運営することが、地域振興効果、効率上望ましいこと。施設の特徴を生かしたイベントや地域の特性を踏まえた物販を積極的に展開することといった、運営の基本的な考え方と、指定管理者が備えるべき条件として、経営ノウハウを有し、地域の活性化に資する経営ができる団体であること、釣り施設の維持向上の知識と経験が豊富な団体であるこ

と、地域の漁業関係者と共存できる団体であること、地域と一体となって施設の管理運営ができる団体であることなどの提言をいただいております。

また、海南市下津の海釣り公園を視察いただいた折にも、市の担当者から説明がありましたが、下津の海釣り公園では、昨年度も約800万円の黒字が計上されているところでございます。本町の海釣り公園につきましては、下津よりも釣り桟橋の規模が大きく、また、道の駅も併設することから、さらなる収益も期待できると考えているところであります。

町といたしましては、検討委員会からいただきました提言を踏まえた指定管理者制度を導入し、地域の活性化の拠点となる施設として運営してまいりたいと考えております。

次に、2点目の多目的公園の進出事業者の募集につきましては、議員お示しのとおり、先月末をもちまして募集期間が終了し、7事業者から応募がありました。今後、進出候補事業者を決定するために、学識経験者で構成する審査会を経て、岬町多奈川地区整備促進協議会で審査する予定となっています。進出候補事業者決定までの過程におきましては、町としての意思形成を図るため、地権者等地元関係者への説明を行い、ご意見を伺いたいと考えております。

また、岬町多奈川地区整備促進協議会におきまして、進出候補者が決定すれば、より具体的な内容について、進出候補者と協議していくこととしており、この段階で地元関係者に事業内容等の詳細について、情報公開条例、個人情報保護条例等も考慮しながら、説明するとともに、広く住民の方々にも説明してまいりたいと考えております。

以上でございます。

和田博之議長 芦田福祉部長。

芦田福祉部長 私の方からは、中原議員の保育料の改定の問題と、介護保険、障害者の控除認定書の取り扱いについて、ご答弁申し上げたいと思います。

まず、保育料値上げの理由であります。保育料の改定につきましては、過去、平成9年、12年、15年と3年サイクルで改定を行ってきたところであります。一方、長引く景気の低迷により、本町の歳入の根幹をなす町税収入が急激に落ち込む中、地方分権や少子・高齢化などの新たな経費が増嵩するなど、依然として厳しい町の財政環境にあります。

また、平成16年度には、公立保育所に対する国庫補助金負担の一般財源化が図られてきたところであります。こうした状況にかんがみて、本町では、岬町集中改革プランに基づく各種施策を推進しているところであります。職員配置基準や事業の見直しなど、行政内部における経費削減に努める一方、保護者に対して、適正な受益者負担を求める必要があると判断して、来年度から保育料の改定を行うこととしたものであります。

今回の保育料改定の考え方としましては、もちろん近隣市町村の保育料と国基準との比較において、その上げ率を考慮いたしております。平成17年度の実績においては、阪南市が70%、田尻町が65%、泉南市が63%、熊取町が58%と、国基準に基づくパーセンテージとなっております。一方、岬町は54.3%と、近隣市町村に比べて低い位置にあるところであります。今回の改定では、阪南市の70%と比較して、おおむね70%となるように改定をいたしておりますのでございます。

2点目に、保育料の値上げに対する説明会の件であります。保育料につきましては、幼稚園の保育料、あるいは上下水道料金のように、条例で規定されている事項ではないので、議会での審議案件にはなっておらず、岬町保育の実施に関する条例施行規則で規定されているものであります。これは岬町だけではなく、大阪府下の全市町村が同じ形式をとっているもので、住民周知につきましては、議会への説明、広報紙あるいは次年度の入所申込時のしおりで説明をしてきたところであります。

今回の保育料改定につきましても、これまでの改定の経過も踏まえて、実施年度の前年の9月議会で報告してきました。また、今回初めてではありますけれども、淡輪保育所の保護者会から要請がありました。保育料改定に係る説明会を開催してきたところであります。これは淡輪保育所だけではなくて、町内全保育所の保護者の方に対して説明会の案内通知文を出してきました。12名の保護者の方が集まられてきました。

このときの説明により、先ほど、中原議員の方からさまざまな要望が出たというふうにおっしゃられていますけれども、私どもも保育料の改定の根拠について資料を配布して、説明をしました。現在の保育料の総費用約4億円ですけれども、そのうちこの保育所の経費4億円のうち、この保育料は全体の11%の金額であって、残りについては税金等を投入しているということでもあります。

もちろん国基準に100%徴収をしても、全額保育所の経費を賄うだけの金額にはなりませんけれども、それでも国基準の70%という基準にしましても、依然として、町としての持ち出しというのは、かなりの金額になっているということをご理解いただきたいというふうに思います。

また、先ほど、保護者会への説明は初めてだというふうに言いましたけれども、これは保護者会からの要請があったということは初めてだということでありまして、実は、保育料の改定について、保護者会への説明というのは、過去に行った経緯があります。しかし、この説明を受ける保護者会側からすれば、説明を受けて、それを承認したと言われると責任が重いという意見もあり、保護者会に対しての説明は行わなくなっているという経過があります。

そのため、保護者会に対して説明をするというのではなくて、今回のように、説明をしてほしいという要請があれば、行政としてもその根拠について、保護者の方に知っていただくということとは非常に有効なことであると考えますし、対応していきたいというふうに考えております。

保育料の値上げにつきまして、条例に書き込まないという根拠でありますけれども、これは先ほど言いましたように、厚生労働省の、いわゆる保育料を決めるモデル条例のところ、条例で書き込むんじゃなくて、金額については規則で書き込むというモデル案が、全国的に普及してきたところでありまして、それを今現在、踏襲しているということでありまして。

次に、介護保険料の問題であります。介護保険料、10月からの年金取得者に対して、特別徴収の切りかえですけれども、これは毎年、特別徴収への切りかえ、その年度に年金取得になっても、年度当初は普通徴収になっておりまして、10月からの特別徴収で切りかわるというふうなシステムになっているところでありまして。

それから、2点目の年金生活者への実態の把握ということですが、これは窓口のところ、さまざまな生活上の話とかいうのは、もちろん担当者も聞いておって、年金生活者における、金額の大小はありますけれども、非常に苦しい生活をしておられるということは、当方としても把握しているところでありまして。

次に、障害者控除の適用範囲の問題であります。障害者控除の問題につきましては、11月の広報にそのお知らせを載せました。12月1日現在、問い合わせ件数1件、申請は1件であります。

2点目の適用範囲ですけれども、適用範囲につきましては、これは基本的には、65歳以上の高齢者で障害者手帳を持たない方は、全員対象になるというふうにご理解いただいて結構なんですけれども、ただ、その中で、一から認定調査を行うということにつきましては、もし、そのような障害程度区分が一定あるということになれば、必ず介護保険の適用が受けられます。このため、岬町の障害者控除に関する事務取扱要綱を実施に向けて定めたところでありまして、対象者につきましては、障害者手帳を持っていない要介護認定を受けている方を対象として考えております。

また、障害者には、普通障害者と特別障害者の2区分が、税控除の場合、金額が異なりますので、その対象につきましては、要介護1・2の方は普通障害者として、要介護4・5の方につきましては特別障害者として、ただし、要介護3の方については個別の状況がありますので、主治医意見書をもとにして、自立度、認知症の程度についての基準を満たせば特別障害者、あるいは満たさなければ普通障害者というふう、要介護3の方については区分けをするというふう、

えているところであります。

以上でございます。

和田博之議長 中原 晶君。

中原 晶議員 たくさん答弁をいただきましたので、まず、福祉部長の芦田さんからお答えいただいた件についてですけれども、保育所の保育料の改定のこと、ただいまご答弁をいただきましたが、ご答弁の中でもあったとおり、値上げについては、1997年、2000年、2003年と、平成でおっしゃられましたけれども、連続して値上げをされております。町財政が厳しいということも重々承知はしておりますが、正直に申しまして、連続の値上げですね、これで総合福祉計画に書かれているような子育て支援ということを考えておられるのかと言わざるを得ないというふうに考えますね。

それで、保護者の中からは、もう1人子供が欲しくてもお金がかかるということであきらめたという声も聞かれておりますし、パートで働いているんだけど、保育料を払ったら、手元にはわずかなお金しか残らないと。今の親はぜいたくをしていると思われているかもしれないけど、ぜいたくなんかしてないと。自分の服も買わないようにして、子供の習い事の費用に充てたり、生活の費用に充ててるというふうな声が聞かれています。こういう親への支援を誠実にやっていただきたいと思います。

一つですね、説明の中でもそうですし、委員会の資料の中なんかでもそうなんですけれども、受益者負担という言葉をよく使われると思います。よその自治体ではどうか知りませんが、受益者負担という言葉をよく理由にされるんですけれども、受益者負担という言葉は少なくとも、福祉の分野で使うのは、根底から考え方が誤っているんじゃないかと考えています。

特に保育という部分に関しては、保育の考え方の出発点は、もともと措置ということですので、保育に欠ける者を保育するということですので、例えば保育所で英才教育みたいなことをするとか、塾並みのことをするとか、そういうことであれば受益者と言えるのかもしれませんが、もともとの出発点が措置という考え方であって、受益という考え方自体が、保育とか福祉の考え方の福祉行政の中に入り込む余地がないというふうに考えるんですよね。これは教育についても同じことを考えておりますが、今後、福祉や教育の分野で、受益者負担という言葉を使っていたくないということをこの場で申し上げておきたいと思います。

保育料の件については、淡輪保育所の保護者の方々も、説明を受けたので、承認したというふうには当然思っておられません。今後どうしようかということで相談しているようでもありますけれども、値上げというのを聞いて、本当にどうしたらいいのかなと。これから先、毎月のこと

ですので、何千円も毎月負担がふえるということを自分たちでどうやりくりしていくかということを実際に考えておられる、そういう声が聞かれておりますので、行政としても、できる支援を頑張らせていただきたいと思います。保育については、国としても、子供というのは社会全体で育てるもんやと。子供の育ちを社会全体で担うもんやというのは、もう以前から言われていることで、そこに精いっぱい支援をしていただきたいと思います。

今回、値上げの改定の中身なんですけれども、当然、値上げを撤回していただきたいと思いますというのが私の立場なんですけれども、それが難しいということであれば、階層区分をより細分化して、負担を、たとえばわずかでも下げること検討していただきたいと思います。保護者の相談の中から、例えば第5段階なんかで、定義が3万円以上8万円未満と、かなり幅広く感じると。例えば、この中で3万円から5万円、5万円から8万円とかというふうに分けてもらったら、どうなんやろうかと。ちょっとでも、100円でも200円でも軽減にならないのかと。少しでも軽減してほしいということで、そういう提案も聞いております。わずかでも負担を軽くする方向で努力していただきたいと思いますというのが、一つ要望であります。

もう一つ、条例への書き込みのことなんですけれども、厚生労働省のモデル案によるということで、モデル案はモデル案ですので、必ずそれに従わなければならないということではないわけで、それを盾にいろいろ説明をしてきたと言われますけれども、これは説明を聞いた保護者がどう思うかということが一つ問題だと思うんですけれども、いろんなところで周知はされているように思うんですけれども、そこは努力しているというふうに考えますけれども、その説明は、すべて一方的なものなんです。回覧板で紙を見て知らされる。来年度の保育についての案内をもらったときに知る。どちらにしても一方的な形には変わらないわけで、もう少し努力が必要なんではないかなというふうに考えておりますので、今後検討していただきたいと思います。この保育料の件につきましては、要望にとどめておきたいと思っております。

続いて、介護保険料についてなんですけれども、先ほど、福祉部長の説明ですと、10月から新たに天引きされるようになった方というのは、今年度、新しく年金受給者になった方だという説明だったと思うんですけれども、10月から新たに遺族年金の受給者なんか天引きの対象になっていると。それを申し上げていただかないと困ります。

私のところへご相談を寄せられた方で、今申しました遺族年金の受給者の方で、相談寄せられた方がおられます。この方は月3万円程度の収入しかありません。そのわずかな収入の中から、食費や生活費、病院代などをやりくりしておられます。病院代は、内科と眼科を受診しておられて、それぞれ月2回通わなくてはならないので、交通費も含むと、1カ月の病院代は5,5

00円を超えるということになっています。10月までは天引きの対象ではなかった遺族年金受給者でしたので、天引きの対象になりまして、どういうことかということで驚かれて、私のところへ相談を寄せてくださいました。4月から保険料が値上げされたために、この方も当然負担が高くなりまして、2倍近くとなっております。その金額が年金から天引きされるということを知って、手元に残るお金で、どう生活していこうかと思案しておられました。私も、初め話を聞いたときに、毎月3万円しか収入がない。これは、ここにおる私たちとは状況が違うわけですが、その中で絶対必要な出ていく金額というのはあるわけですよ。少なくとも病院代は必要やと。その病院代が5,500円、そんなことを聞いていると、本当にここに行政が支援しなくて、どこに行政が何をやるんやという気になりながら、お話をお伺いしておりました。

この方は、グラウンドゴルフですとか、カラオケですとか、もともと趣味をお持ちの方なんですけれども、ご高齢の方が趣味を持つということについては、非常にいいことだというのは、だれもおっしゃられることだと思います。精神衛生上も、体を動かすことなんかであれば、身体的な健康上でも、大変大事なことだと思います。その趣味が、最近、楽しみだったカラオケには行かないようになったと。理由は、ご想像つくと思いますけれども、お金がかかるからやということです。グラウンドゴルフについても、お金のかからない範囲でおつき合いしておられるということですが、グラウンドゴルフ以外のグループなんかからも、秋の時期になると旅行に誘われるんで、顔を出すのがつらいということですね、誘われても断るしかない。それは当然、理由はお金かかると、やっていけないということで、秋の時期がとてつらいんやというふうにおっしゃられていました。この方はもともと社交的な方のように、外出や人のおつき合いがお好きな方のようにでしたが、お金がないという理由で、人づきあいも減ってきたということになります。

通院についても、先ほど、月に4回は行かなくてはならないということをおっしゃいましたが、次の収入までのことを考えて、月に3回に減らすこともあると。そしたら、お薬どないするのと聞きますと、仕方ないんで、1回に飲む量を減らして、長もちさせているということをおっしゃりました。でも、このような高齢者の方の限られた収入から、天引きでいや応なく介護保険料を取り立てて、生活を立ち行かなくさせていると。家の中に閉じこもらざるを得ないような状況ができています。最低限の通院させえもままならない。これが今の介護保険の一部の実態ではないでしょうか。この実態をきちんと把握しておられるのでしょうか。

先ほど、芦田部長の答弁でありますと、いろいろと聞いていますと、あっさりとおっしゃっていただきましたけれども、このような生活の実態をきちんと把握していただいて、少しでも何ら

かの手だてをとるべきではないかと考えます。町独自の負担軽減策をわずかでも拡充するべきではないかなと考えますが、いかがでしょうか。この点についてはご答弁を求めたいと思います。

それから、最後の高齢者の所得税、住民税申告の障害者控除について解説していただきましたけれども、問い合わせが1件で、申請が1件だったということで、これは具体的に、相手に対して、あなたはこの対象に当たるんですよということをお知らせいただきたいと思います。私も岬だよりを見せていただきまして、昨年のおむつ代の医療費控除を受けた方にも言及されて、掲載された内容については親切だなという印象がないわけではありませんけれども、相手が高齢者だということをお忘れなんではないかなというふうに思わせられました。もっとわかりやすい表現にするべきではないかなと思います。より具体的に、自分が対象者であると、自分が対象者に当たるかもしれないということがわかるように、先ほどおっしゃられた範囲の中の方、65歳以上の方、障害者手帳を持たなくても要介護認定を受けている方ですね、この方々にもう少しわかる形で周知するべきではないかなと思います。

和田博之議長 中原議員、質問中、申しわけないんですけども、一応簡潔にまとめていただいて、最初の芦田部長の答弁でしたら、件数についても、多々報告してますと言うてますので、それに対して質問、明確にさせていただきたいんです。時間の関係上あると思います。

そして、もう1点だけ確認します。冒頭の要望と検討でいいと言ったんですけども、要望でしたら回答は必要ですか。よろしいですか。

中原 晶議員 要望ですので必要ありません。

和田博之議長 ありませんね。それだけ確認したいと思います。どうぞ続けてください。

中原 晶議員 私の持ち時間は、あと25分ぐらいでしょうかね。

和田博之議長 はい。

中原 晶議員 続きですが、今の話ですけれども、一つお答えいただきたいのは、対象者に対して、郵送で、あなたが対象者になりますよということをお知らせするべきだということをお考えおるんですけども、それについていかがお考えか、お示しいただきたいと思います。

簡潔にということだったんですけども。

和田博之議長 ごめんなさいね。一応答弁に対して簡潔に質問していただかんと、余り細部にわたってしまったら、一応一般質問という形ですので、答弁者も困ると思いますので、件数等については答弁していますんで、そのあとの部分について、通知とか、通知の後の行政間の運用についての、なかなか要望的に質問しているんですけども。その点をちょっと簡潔にまとめてやっていただきたいなど。そういう運営上のことで、ちょっとお願いしたわけです。続けてください。

中原 晶議員 そしたら、一番初めに戻りますけれども、福祉部長にお答えいただきたいことについては、おわかりいただけましたでしょうか。

でしたら、事業部長に、これは簡潔にと言われたら、また難しいんですけどね。

和田博之議長 結構ですよ。

中原 晶議員 結構でございますか。ありがとうございます。

事業部長については、土採り跡地の事業のことで、海釣り公園と多目的公園という2つにわたってお答えいただいたと思います。

1つ目については、それこそ簡潔に。運営検討委員会で提言をしているということで、赤字にならないようにということの一つ大きな不安としてお聞きしておりますので、先ほども申し上げたとおりですね。集客ですとか経営の面で、指定管理者にするなら、管理者任せとかいうことではなくて、町としても最大限の支援を怠らないようにということをお場で要望しておきたいと思えます。

1件目は要望にとどめたいと思えますので、答弁は結構です。

2件目の土採り跡地の多目的公園についてですけれども、7社応募があったということをお聞かせいただきました。私は質問の中で、かねてから住民の皆さんの大きな関心事となっている養鶏場の進出も含めて、応募状況をお答えくださいと言いましたけれども、7社というお答えでしたので、私の質問に誠実にお答えいただけていないというふうに感じております。

その上で話を進めさせていただきますけれども、先日いただいた委員会の資料で、この7社というのを一応資料としていただいております。その7社の中に、名前は申し上げませんが、今申し上げた住民の中で大きな関心事となっている養鶏業者が含まれておりました。

私が、一つ大きな不安に感じることにいいますのは、これから先のスケジュールのことで、審査、それから選考の部分ですね、そのあたりに大きな不安があります。どういった不安かといいますと、その審査や選考が、ほかの業者と同じように、7社一律に、真に公正な審査がされるのかどうか。この点について大きな不安を感じております。

応募した7社については、当然、平等な条件で応募されているべきだと思いますけれども、そう言い切れるのかどうか、その点について、ひとつ事業部長、お答えいただきたいと思えますけれども。応募してきた7社ですね、本当に平等な条件で応募してきているのか、今後の選考も審査も決定に至るまで平等やと言い切れるのか、その点についてお聞きしたいと思えます。

お答えをお願いします。

和田博之議長 それでは、理事者側、冒頭、これは介護保険の部分なので、芦田福祉部長、答弁

求めてましたのでね。

芦田福祉部長 それでは、中原議員の再質問にお答えいたします。

まず、介護保険料の負担軽減策であります。介護保険料につきましては、ご存じのとおり、平成18年度に第3期の改定を実施してきました。岬町の介護保険の給付は、年度を追うごとに多くなっておりまして、それが介護保険料に直接はね返るということで、大阪府下で最高の金額となっているところであります。

ただ、今回の改定では、非課税世帯の方の保険料が、従来の1つの段階、これは以前は第2段階というふうに呼んでいましたけれども、この第2段階、1つの段階から、本人の収入状況により、新しい保険料の新第2段階と新第3段階で、一定の収入を基準として分けられるようになりました。しかも、新第2段階は、前回の保険料とほぼ同額になるように軽減が図られています。

また、岬町におきましても、平成14年度から低所得者に対する介護保険料の町独自減免制度を実施しており、住民税非課税世帯、先ほど言いました新しい制度の第2段階と第3段階の方で、かつ一定の収入以下の方の保険料を介護保険料が一番低額である第1段階の保険料に減免しているところであります。

次に、先ほど言いました、負担軽減策というのは、町の現在の独自減免策というものを引き続き行うということで、答えにかえさせていただきたいと思います。

次に、障害者控除の問題であります。障害者控除の対象であるということ全員に知らせてほしいという中原議員のご提議でございますけれども、平成18年10月末現在で、現在認定を受けておられる方で、要介護認定者は、現在約800名おられます。11月号に広報紙で、このような障害者控除の認定証の発行があるというふうに広報しましたけれども、これは他市町村も同様ですけれども、その中で、この認定証を使う方というのは、非常にわずかな人数になっております。つまり、既に控除を使わなくても、非課税の方も多数おられます。税控除の一つの項目について、その利用の有無を問わずに、全員に発送するということについては、事業効果としていかなものかというふうに認識しているところであります。ましてや、この厳しい財政状況の中ですから、個別にすべての方に通知するということは困難であるというふうに考えております。

その中であっても、今後も広報のとき、あるいは町の申告時期の掲示、あるいは現在考えておりますけれども、来年度の保険料の通知を送付する際に、そのような制度があるということと同封するという事の中で、そういう工夫をやりながら、周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

和田博之議長 松永事業部長。この土採りの件について、質問者は、件数じゃなくして、応募状況と、そしてまた養鶏企業に対する審査、選考、平等性、この部分について、ご答弁お願いしておきます。

松永事業部長 中原議員のご質問にお答えします。

審査、選考の公正化、平等の条件で公募できているのかというご質問でございます。それでよろしいでしょうか。

中原 晶議員 結構でございますが、マイクもうちょっと近づけてもらった方がええと思います。

松永事業部長 この多目的公園は、開始当初から企業を誘致して、その企業とともにつくっていく多目的公園というコンセプトに基づいて、大阪府とともに、250社余りの企業にお声をかけさせていただきまして、進出のご意向を伺って、ずっとまいったということでございます。

この間、そういった中で、議員おっしゃっております養鶏業とか、その他の企業が進出意向を示されてきたというような状況がございまして、そういった中で、公平性を期するために、この11月、1カ月間を公募という形でホームページ上等で募集もしまして、お声がかりのあった企業には、当然電話もし、こういふことで募集していますというふうなお話もお声かけさせていただいた上で、公募期間1カ月を設けた上で、記入要項等についても、全部お渡しさせていただいて、ご質問があれば、いつでも事務局の方へという形で公募させていただきました。応募されたのは7社という形でございます。

今後は、先ほどもご説明申し上げましたように、学識経験者も含めた審査会において審査をしていただきまして、その後、多奈川地区整備促進協議会で進出事業者としての一次決定をしてまいりたいということで、あくまでも、公募をしたというのは、最初にお声がかりがあったとこだけとお話をして決めていくということでは公平性とか、公正な部分が問題であるということもかんがみまして、公募をさせていただいて、あらゆる企業、こちらにお声がかりのあった企業にしましては、すべてお声をかけさせていただいた上で、公募期間も、書類を書いていただくのに一月ぐらいあれば大丈夫であろうということで、1カ月を設けさせていただいて、公募させていただいたという形でございますので、十分公平性は保てるというふうに考えております。

また、今後につきましても、第三者である学識経験者4名の方の審査会におきまして、慎重に審議していただいた結果をもとに、あと、先ほど申し上げました地元の地権者等の関係団体にもご説明させていただいて、ご意見をいただきながら、第一次候補者として決めていきたいということで、できるだけ公正を期するために、あらゆる面でそういうふうな意識を使いながらやっているつもりでございます。

以上でございます。

和田博之議長 中原 晶君。

中原 晶議員 先に福祉部長のお答えですけれども、今後もいろんな、私が申し上げた方法とは違う方法で、広報ですとか、周知を図っていきたいというふうに考えておられるようで、努力はどんどんしていただいたらいいかなと思いますけれども。部長が、うちの町でも独自の減免をやっておりますと言うておりましたけれども、これは非常に条件が厳しくて、非常に利用しにくいという特性を持つ策でございますね。ですので、これでは十分じゃないわけなんですよ。時間もありませんので、今後いろんな方法で考えていっていただきたいと思います。

それから、事業部長、今お答えいただきましたけれども、公正性を期するためにということは何度もおっしゃっておられましたけれども、私は、この事業をちょっと振り返ってみたんです。かなり前から、10年前からの取り組みですので、私も実際にはかかわっている期間が短いこともありまして、わからないことも多いんですけれども、これを振り返ってみたときに、いろんなところで疑問に思うことがたくさん残されておるんです。

3回目の質問ですのでご答弁はいただきませんが、まず、8年前に7つのイメージコンセプトとかいうて、こんなんつくりはってね、いただきましてね。このときは、いろいろスポーツ系とか、今言うてるような食のこととか、福祉系なんかも入っていたわけなんですよ。その次の年ですね、7年前に企業アンケート、先ほどおっしゃられましたね。250社ぐらいに企業アンケートをしたということで、そのときに積極的に参画を検討している、進出をしようと考えているというところが4社、参加検討の余地あり18社、余地なし33社ということで、その後は数年間にわたっていろんな訪問や電話、そんなんで誘致活動を行ってきたということをお聞きしています。

次に、2005年、昨年ですね、12月に7つのコンセプトから4つのコンセプトに絞り込まれていると。このときには食ということが大きく出てきておるわけなんですよ。いろんなところで食の生産・加工機能という言葉が何力所にもわたって出てきております。このあたりで、どういって7つから4つに絞り込んだんかなと。岬で言えば、高齢者も多いと。例えば福祉施設に来てもらうとか、そういうこともよかったんちゃうかなとかいうふうにも思いましたので、何で7つから4つに、どういって絞り込んだんかなというところも、一つの疑問ではありますけれども。絞り込んだこと自体はいいと思うんですよ。大きく広げていても話が進みにくいからです。

そのあたり疑問がありますし、この先ですね、1月にパブリックコメントを募集して、急展開

で、3月に養鶏場の視察へ行ったと。私も当然行かせていただきましたけれども、議員や区長や財産区の役員など35名で行ったと。行った日についても、多少疑問はありますね。普通の操業されている日であれば疑問はないんですけれども、行った日に、バスおりたら、突然においが臭いと。どないなっているのかなと思って後で聞いたら、この日は特別に県からの指導で鳥を殺している。鶏舎を掃除しているから、扉をあけ放っているということで、臭いは仕方ないというようなことで説明を受けましたけれども。そこで近代的な養鶏場を見せられたと。養鶏場というか、養鶏の工場といった感じでしたけれどもね。そういうものを見せられたと。

その後で、犬飼の地区から反対の申し入れがあって、町に対して質問状が出されておりますね。その質問状、もう時間がありませんので詳しくは申し上げられませんが、3日にわたって質問状を出されています。このときの質問状で、鳥インフルエンザとにおい、汚水、この点について、確実なデータに基づいて回答をいただきたいというふうに申し入れがされている。これが4月の5日ではありますが、このことについて、いまだに回答は行われておりません。大阪府の方に行きまして、一定の現状はどうなっているかということについての回答はいただきましたけれども、町からの回答はいただいているままだであります。

署名もずっと続けておられまして、聞くところによりますと、昨日、5,000筆を超える署名を集めて、町に提出したとお聞きしています。住民の方の中で5,000名を超える方の、住民以外の方も、近隣市町村の方もおられるのかな、超える方の署名が集まっているということで、非常に大きな関心事になっているということは明らかだと思います。

もう時間がありませんので、用意してきたことを余り申し上げられませんが、この件については、経緯をたどっていくと、非常に性急なところを感じております。議会の方とか区長会なんかから歓迎の辞というのを町からの働きかけで、慌てて出させるというようなこともありましたし、説明をしてくれと、何で調査せえへんのやというふうに言うても、正直に申しまして、まともな回答がないというふうに感じております。

こんなもとの公平な審査がされるのか。公募をするということは、応募してきた企業に対して、応募してきたすべての企業が白紙の状態に審査されるというのが公募ということの意味だと思いますよね。それが、その担保がないように感じています。これまで、来てくれ来てくれと一生懸命言うとして、公募に乗ってきたというところで、本当にほかの応募してきた企業と一直線に並んで平等に審査がされるのかという点で、非常に疑念があります。

これまでの経緯を見ましても、公募しましたよと。これから審査しますと。何か文句ありますかというぐらいの感じで、そういうふうに言わんばかりに感じています。私からしますと、公募

や審査、選定、見せかけの手続をいっぱいやっておられるように思うんですけども、初めからどこに落とすか決まっていたんとかがうかという印象があります。いろんな一生懸命汗かいてきた手続が、ある企業を落とすための手段をクリアするために頑張ってきたと。今現在も頑張っているというふうに見えるわけなんです。

この場では、この程度にとどめておきますけれども、八百長やと言われても仕方がないようなことをあなた方はやってきていると私は自身は考えております。そういうことを言われたくないようでありましたら、例えばですね、審査や選定にかかわる者、その中から、これまで誘致してきたものすべてを外すと。首をすげかえるというぐらいの構えでやっていただかないと、八百長やないんやということは証明できないというふうに・・・

和田博之議長 中原議員、ちょっと質問中、悪いんやけどね、一応今回一般質問ということで、質問本位でやっていただかんと、やっぱり意見とか、そういうことを述べるよりも質問で有意義に質問していただきたいなと思います。どうぞ。

中原 晶議員 質問ということでは、もう答弁は、私これで3回目ですのでいただきますので、もうまとめます。もう終わりにしますね。

和田博之議長 まとめてください。よろしく。

中原 晶議員 今、私が申し上げたことをよくお考えいただいて・・・

和田博之議長 申しわけないけども、中原議員の持ち時間がとうとう来てしまいましたので、よろしくをお願いします。

中原 晶議員 ご努力いただきたいと思います。

以上です。

和田博之議長 これをもって一般質問を終わります。

和田博之議長 お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認め、本日はこれにて延会することに決しました。

なお、次の会議は、明日、12月6日午前10時から会議を開きますので、ご参集ください。どうもご苦労さまでした。

(午後2時59分 延会)

以上の記録が本町議会第4回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成18年12月5日

岬町議会

議 長 和 田 博 之

議 員 奥 野 学

議 員 中 原 晶